

河南町都市計画マスタープラン

—都市計画に関する基本的な方針—



令和3(2021)年3月

大阪府 河南町

ごあいさつ

自然と歴史と共に生きる

「あ・な・ば」なまち



近年、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や超高齢化社会の到来、地球環境問題など、時代の大きな転換期を迎えており、まちづくりにおいても、社会情勢の変化を的確にとらえつつ、都市としての将来像の実現をめざしながら、着実に進めていく必要があります。

特に、令和2(2020)年度に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大しました。住民の皆様方の生活環境や、働き方、そして子どもたちの教育環境も、それぞれの立場でその変化に対応していかなければならない事態になったかと存じます。これからも引き続き、皆様の健康と新しい生活様式に対応するための支援を行い、皆様の心に寄り添える「まち」となるよう、尽力してまいります。

本町では、平成22(2010)年10月に河南町都市計画マスタープランを策定し、本町の特性に配慮したまちづくりを進めてまいりましたが、このたび目標年次を概ね令和12(2030)年とする新たな都市計画マスタープランを策定いたしました。

この計画は、上位計画となる『河南町まちづくり計画』に即した都市整備の部門計画と位置づけ、都市基盤施設の整備、美しい山々や川、田園と調和した環境や景観の保全・形成など、まちづくりの基本的な方針を定めたものです。

今後、この計画により住民の皆様との協働のもと、創意と工夫を凝らしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、本マスタープランの策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました都市計画審議会委員や貴重なご意見を賜りました住民の皆様方に心からお礼申し上げますとともに、本計画の推進に向けて、一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3(2021)年 3月

河南町長 森田 昌吾

目 次

序章 都市計画マスタープランについて.....	6
1. 都市計画マスタープランについて	6
2. 役 割.....	6
3. 背景と目的.....	7
4. 計画の位置づけ.....	7
5. 計画の構成.....	8
6. 地域別の区分.....	9
7. 計画期間と計画区域	10
第1章 河南町の現況.....	12
1-1. 河南町の広域的位置づけ	12
(1) 河南町の位置.....	12
(2) 地 勢.....	12
(3) 人 口.....	13
(4) 産 業.....	13
(5) 市街地の進行状況	14
1-2. 土地利用の現況	15
(1) 土地利用の現況(町全体)	15
(2) 土地利用の現況(地域別).....	16
1-3. 都市基盤施設の現況.....	20
(1) 道 路	20
(2) 交 通.....	21
(3) 公園・緑地の現況.....	23
(4) 上水・下水道の現況.....	25
(5) 河川の現況.....	27
(6) その他の公共施設	28
(7) 文化財.....	31
1-4. 都市計画.....	32
(1) 大阪府に関する都市計画	32
(2) 本町の都市計画	32
(3) 地区レベルの都市計画	34
1-5. まちづくりの課題	37
(1) 時代潮流からみた課題.....	37
(2) 産業構造の変化への課題.....	37
(3) 将来めざすべき土地利用のあり方からみた課題	37
(4) 令和元(2019)年度住民意向調査結果からみた主要課題.....	38

第2章 河南町の将来像	40
2-1. まちづくりの将来像と理念・目標.....	40
2-2. 人口フレーム	42
2-3. 将来都市構造	43
(1) ゾーニング.....	43
(2) 拠点形成.....	44
(3) 都市軸(まちづくりの骨格).....	45
第3章 まちづくりの方針	48
3-1. 土地利用の全体方針	48
(1) 安全で快適な土地利用の実現のために	48
(2) 豊かな自然環境の保全と市街地環境が調和した土地利用の実現のために	48
(3) 地域の特性を生かしたバランスのとれた土地利用の実現のために.....	48
3-2. 土地利用の方針.....	49
<都市的土地利用の全体方針>	49
(1) 市街地	49
(2) 土地利用展開地	49
(3) 集落地.....	49
<自然的土地利用の全体方針>	50
(1) 農地	50
(2) 自然緑地.....	50
(3) 自然レクリエーション地.....	50
(4) レクリエーション地.....	50
3-3. 都市基盤施設等の整備方針	56
(1) 道路施設の整備方針	56
(2) 交通関連の整備方針	57
(3) 公園・緑地の整備方針	58
(4) 上水道(大阪広域水道企業団による運営)の整備方針	59
(5) 下水道の整備方針	59
(6) 河川空間の整備方針	59
(7) その他公共施設の整備方針.....	60
(8) 文化財の整備方針	60
3-4. 住環境の整備方針.....	61
(1) 都市防災等の方針.....	61
(2) 住環境.....	62
(3) 景観.....	62

第4章 住民参加のまちづくり	66
4-1. 住民とまちの協働によるまちづくり	66
(1) 住民参加のまちづくりの支援について	66
<参考> まちづくりの満足度・重要度結果	68

序章 都市計画マスタープランについて

序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村がまちづくりの課題に対応しつつ、住民の意見を反映させながらまちづくりの具体的な将来ビジョン¹⁾を確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の方向を示すものです。

【都市計画法 第18条の2】

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 役割

都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、即地的かつ具体的な計画内容を示すものではありません。

都市計画マスタープランは、本町におけるまちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像と課題に対応し、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の整備方針を定めることから、住民・事業者・行政等がこれらのビジョンを共有し、協働によりまちづくりを進めることを目標に、これを実現する手法の1つである都市計画(土地利用にかかわる規制・誘導、都市施設にかかわる事業等)の総合的な指針として定めるものです。土地利用の誘導・規制や都市施設整備等の都市計画の具体的な各施策は、この指針に基づき実施していきます。

- 今後の都市づくりの具体的な指針となるもの
- 具体的な都市計画の決定・変更の指針となるもの
- 個別都市計画の相互調整を図るもの
- 個別都市計画に関し、住民の理解や協働のまちづくりを促進するもの

1) ビジョン・・・将来の構想、展望。

3. 背景と目的

本町では、平成22(2010)年10月に河南町都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定し、これに基づき計画的なまちづくりを進めてきました。

平成22(2010)年以後の我が国では、平成27(2015)年国勢調査において、調査開始以後初めて人口が減少するなど、少子・高齢化が本格化しています。

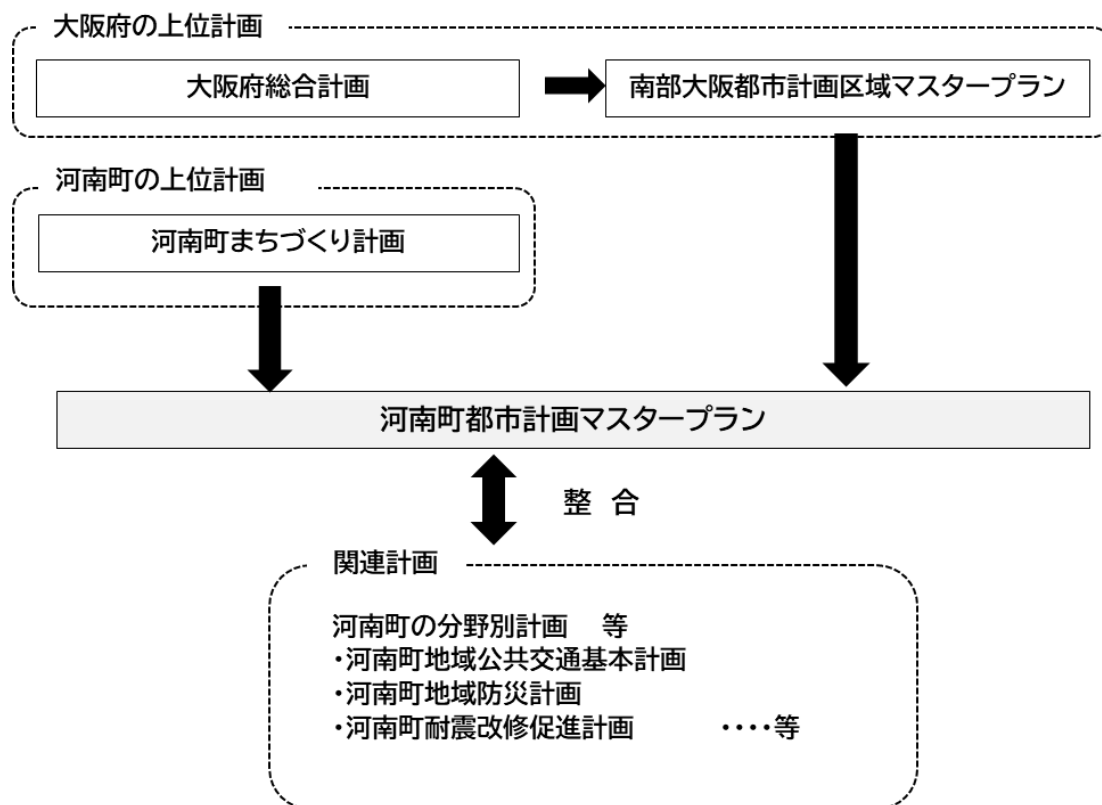
このため、国においては、地方の人口減少や地域経済の克服に向けて、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、本町では平成28(2016)年3月に「河南町まちづくり戦略(総合戦略)」を策定しました。

また、住宅及び医療、福祉、商業等の施設誘導と、それと連携した公共交通に関する施策によるまちづくりを支援するため、平成27(2015)年に「都市再生特別措置法」が一部改正されました。さらに、平成23(2011)年以降、東日本大震災や熊本地震といった大規模地震をはじめ、大型化する台風に伴う風水害が甚大化するなど、安心・安全な住民生活の確保が一層求められています。

今般、現行都市計画マスタープランが計画期間の満了(令和2(2020)年度)を迎えることから、こうした国の取り組みや社会情勢の変化などに対応し、都市活力の増進、住民生活の利便性の維持・向上、安心・安全な都市づくり等を計画的に進めていくため、集落をつなぐネットワーク²⁾の形成も視野に入れながら、これからのまちづくりの基本的な方針を策定するものです。

4. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりとなります。

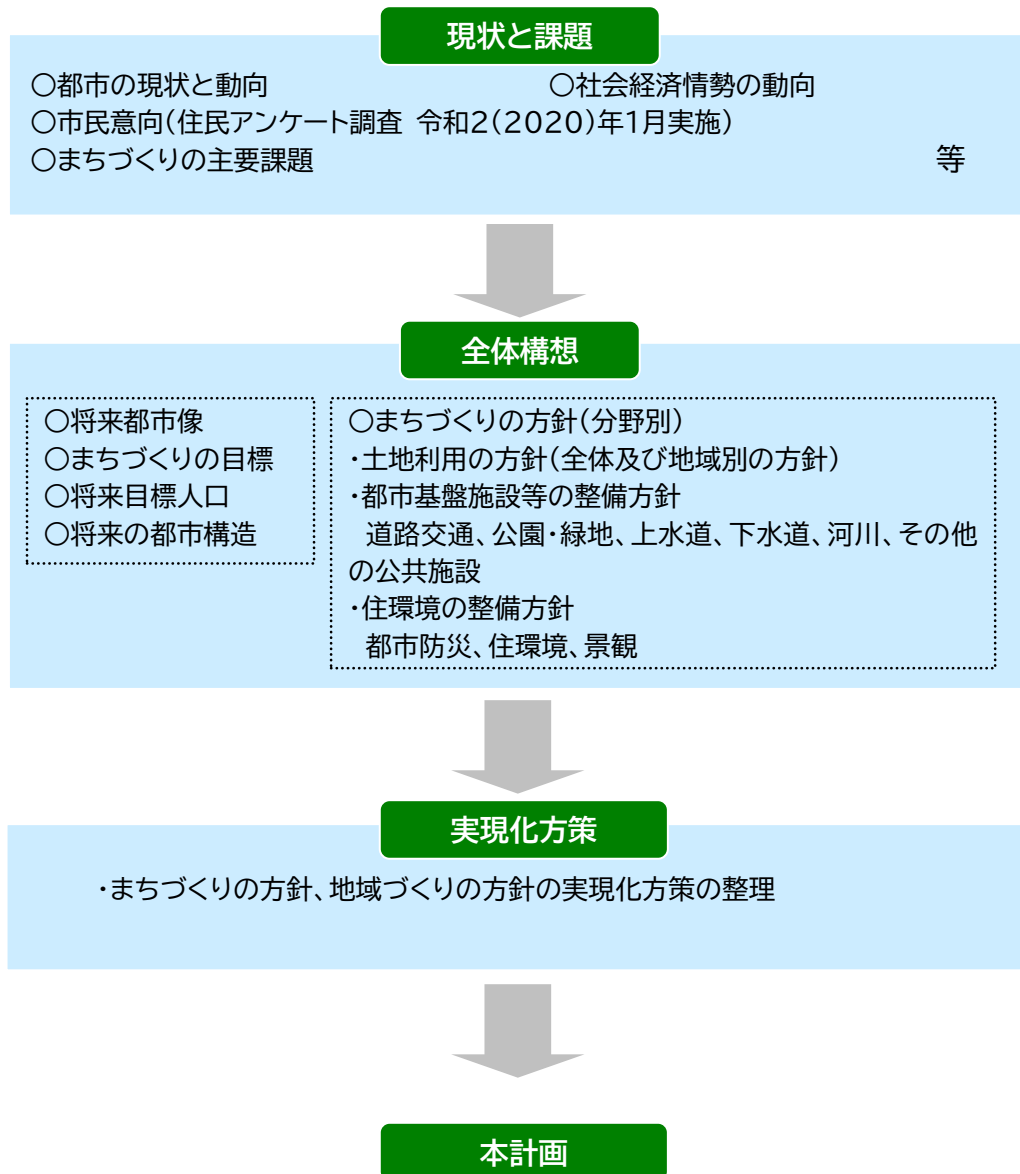


2) ネットワーク…交通網や個々のひとつのつながりを指す。

5. 計画の構成

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、河南町まちづくり計画、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に即するとともに、現行計画策定以後に策定・改定された上位計画や関連計画における事業・施策等との整合を図るものです。

本計画の構成は、「全体構想」と「実現化方策」を基本とします。

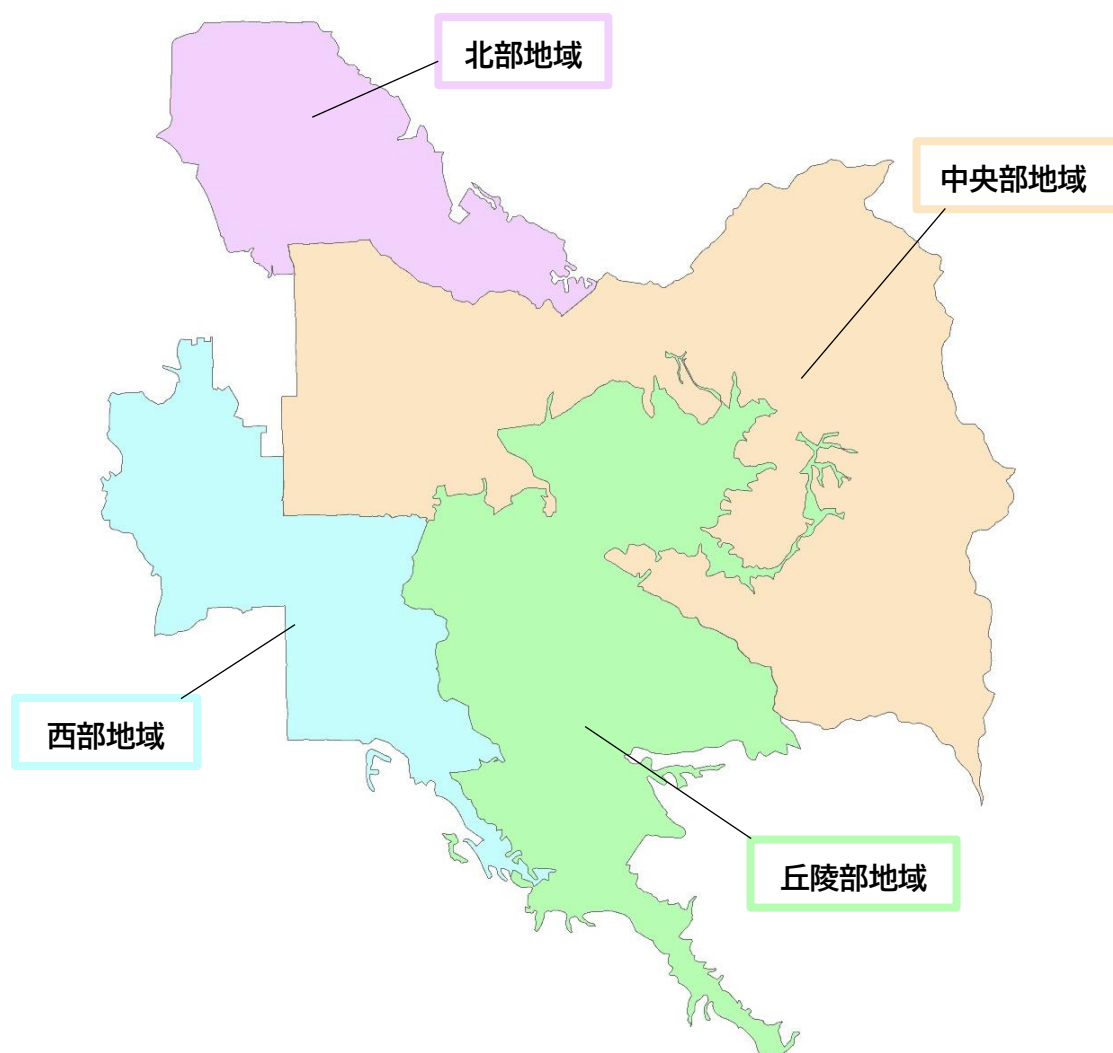


6. 地域別の区分

本町の地域別の考え方は、住民の生活の場を単位として、町全体の土地利用に基づき、よりきめ細やかな方針を定めるものとなります。地域別に今後の都市整備を図ることから、4つの地域に区分します。

地域の区分については、住民の日常生活圏であり、まちづくりの1つの単位となる旧小学校区を基本とし、空間として一体性のある区域を1つの区域とみなし、次の図のとおり設定します。

【地域別区分の位置図】



7. 計画期間と計画区域

計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。また、計画対象区域は、本町全域とします。

なお、河南町まちづくり計画の計画期間が5年であるため、見直しにより大きく上位計画の内容が変動する場合は、同時期に、本計画の見直しを行うものとします。

第1章 河南町の現況

第1章 河南町の現況

1-1. 河南町の広域的位置づけ

(1) 河南町の位置

本町は、大阪府の南東部に位置し、東西6.7km、南北7.5kmで、面積は25.26㎢となっています。

東は葛城山脈が連なり、奈良県御所市、葛城市と接し、西は富田林市、南は千早赤阪村、北は太子町と接しています。大阪の中心部までは約25km圏内、世界への玄関口である関西空港までは約35km圏内にあります。主な交通機関は近鉄長野線の富田林駅、喜志駅からのバス交通であり、道路では国道309号や主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線があります。

(2) 地勢

本町は、東に葛城山脈が連なり、これを背景に東から西に向けて緩やかな傾斜が続いています。東部は大半が山林で、田畑は西部に位置し、南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっています。

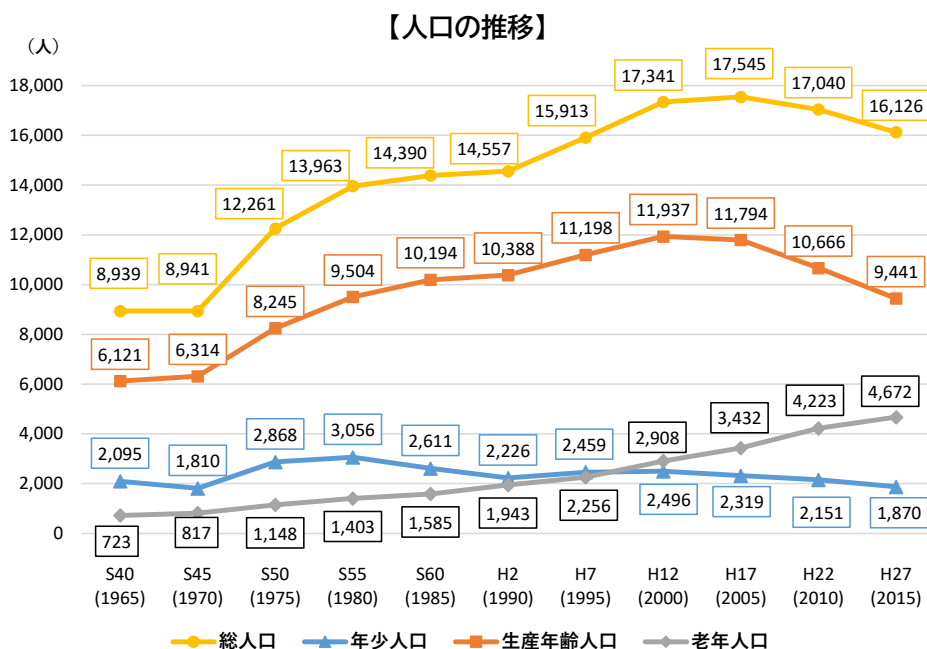
葛城山系を源とする水越川は、千早川と合流して西部を流れ、梅川は中央を貫き北流し、石川を経て大和川に注いでいます。

土地利用は、面積の過半を山林が占め、農地、水面を加えて緑地系が4分の3を占めていますが、丘陵地においては住宅団地が造成されています。また、小規模な開発による住宅地の形成もみられます。



(3) 人口

本町は、大都市近郊との地理的条件から住宅都市として、人口流入が続いてきました。しかし、総人口は平成17(2005)年をピークに減少傾向となっています。総人口の詳細としては、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15~64歳)がともに減少傾向となっており、老年人口(65歳以上)が増加傾向となっています。少子高齢化は、本町だけではなく全国的にも同様の傾向が見られます。

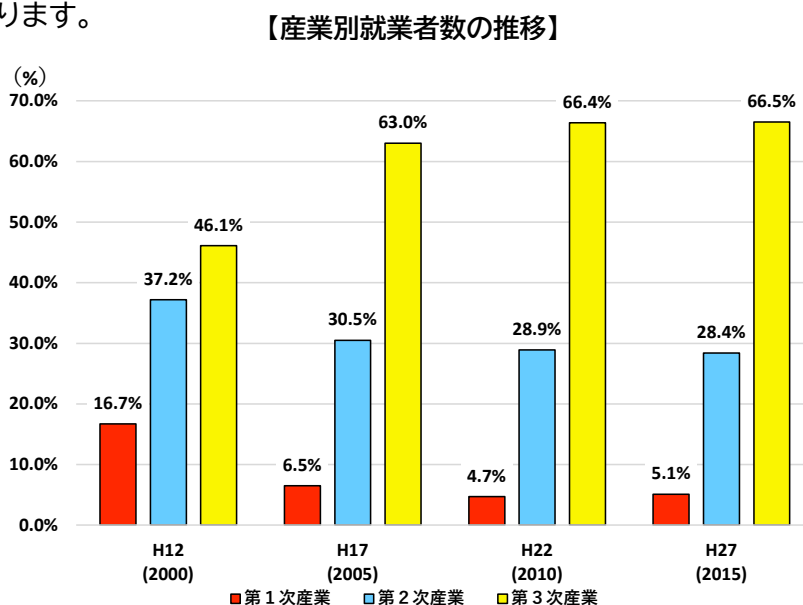


出典：平成 28(2016)年 河南町ひとづくりビジョン(人口ビジョン)、平成 27(2015)年度 国勢調査より作成

(4) 産業

本町の産業別就業者数の状況を見ると、平成27(2015)年においては、第1次産業(農業・林業・水産業)が5.1%、第2次産業(鉱業・建設業・製造業)が28.4%、第3次産業(電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉業、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務)が66.5%という割合になっています。

平成12(2000)年からの推移をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向となっており、第3次産業が増加傾向にあります。



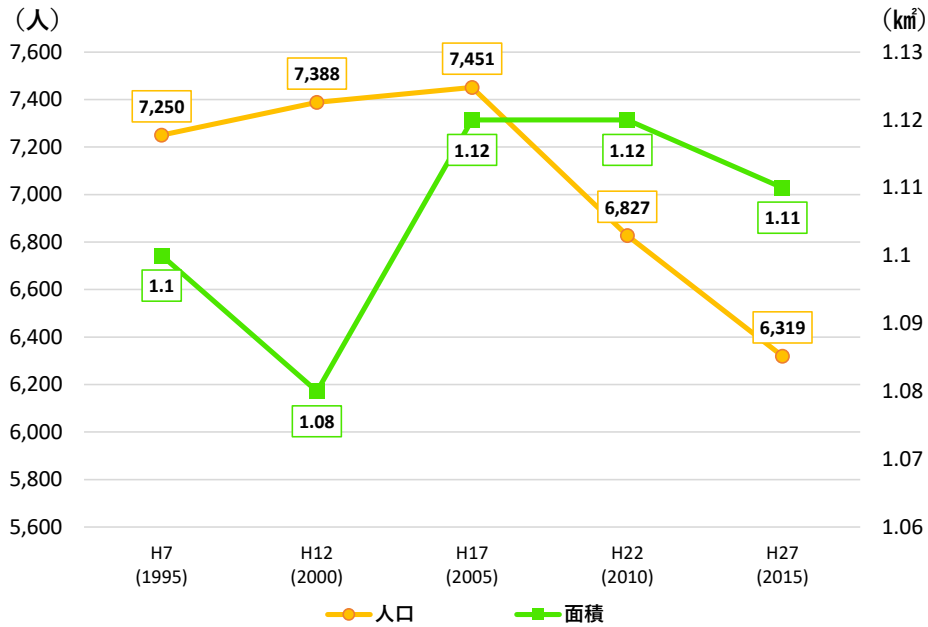
出典：各年度 国勢調査(産業大分類表)より作成

(5) 市街地の進行状況

人口集中地区(DID 地区)³⁾は、本町の北部地域に設定されています。

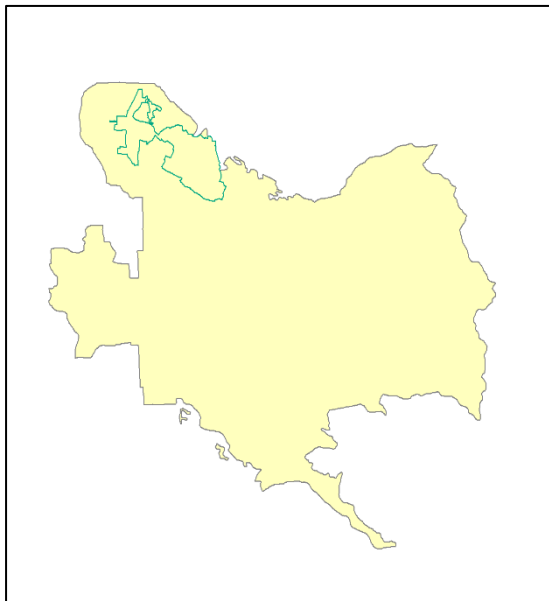
DID地区面積は、平成7(1995)年から平成27(2015)年にかけて、1.01倍と横ばいに推移しており、DID地区人口は、平成17(2005)年をピークに、減少傾向にあります。

【DID地区の推移】

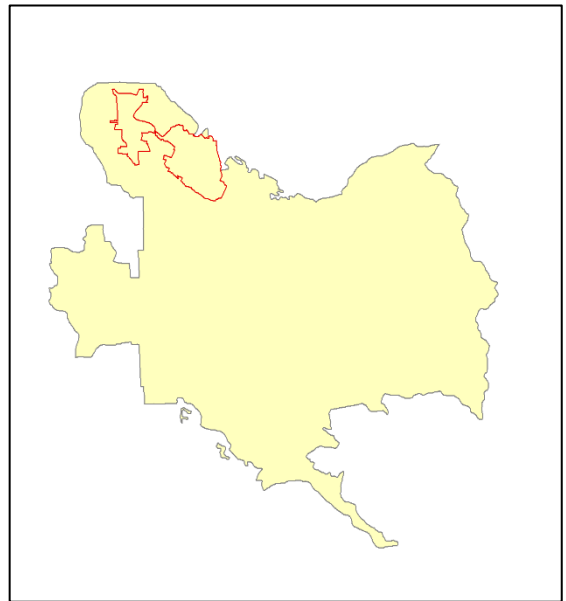


出典：各年度 国勢調査(人口集中地区)より作成

【平成7(1995)年のDID地区面積】



【平成27(2015)年のDID地区面積】



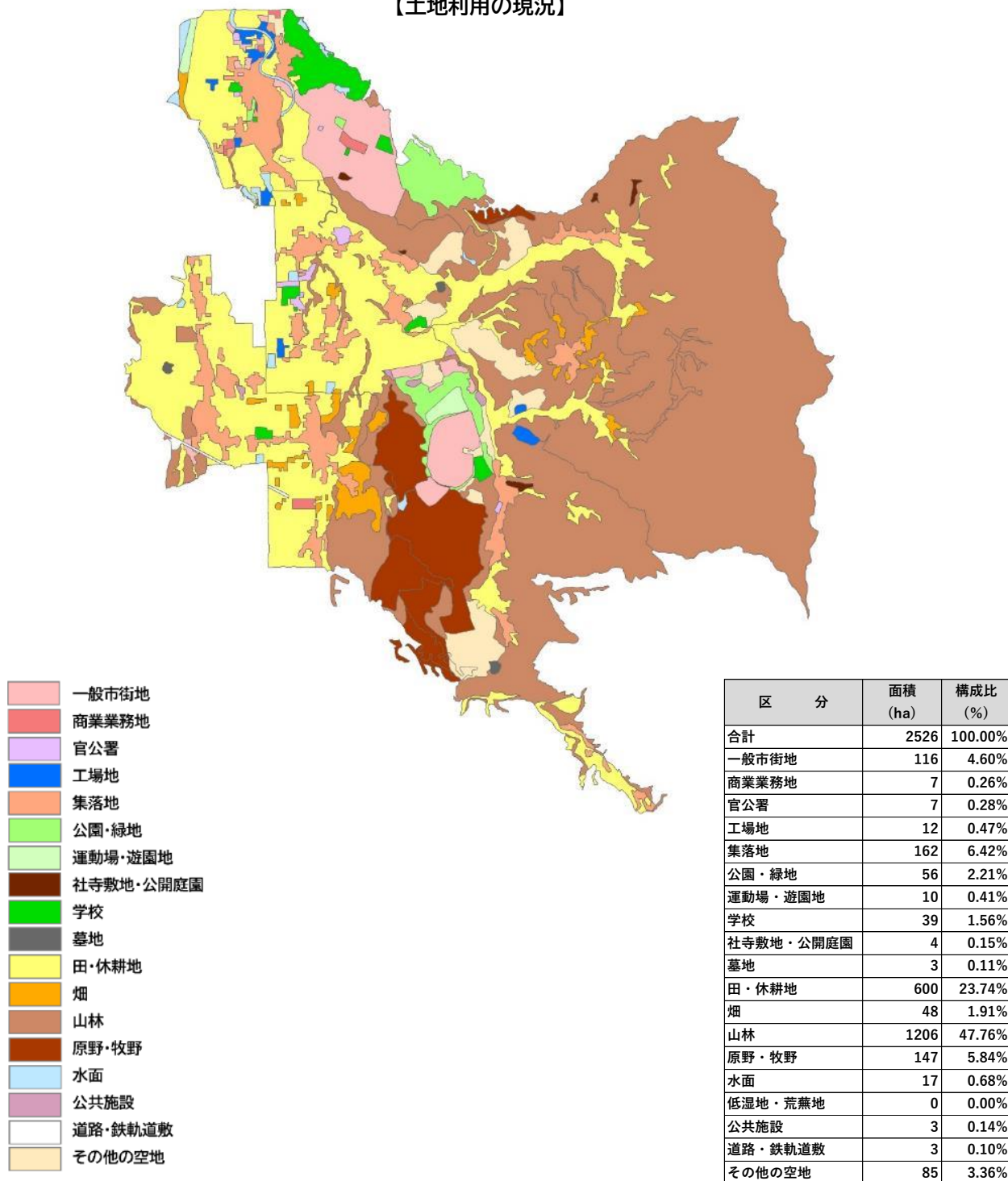
3) 人口集中地区(DID)・・・国勢調査において設定される人口密度が1haあたり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を指す。

1-2. 土地利用の現況

(1) 土地利用の現況(町全体)

本町の土地利用は、平成27(2015)年度の都市計画基礎調査の土地利用の項目によると、町域の約5割、1,213haが山林で占められています。これは、町東部における金剛葛城山系が南北に広がっていることが大きな要素となっています。また、農地が663haで、丘陵部の住宅団地や集落地を取り囲むように広がっていることから、本町は自然的土地利用が多いことが挙げられます。

【土地利用の現況】



出典：平成 27(2015)年度 都市計画基礎調査より作成

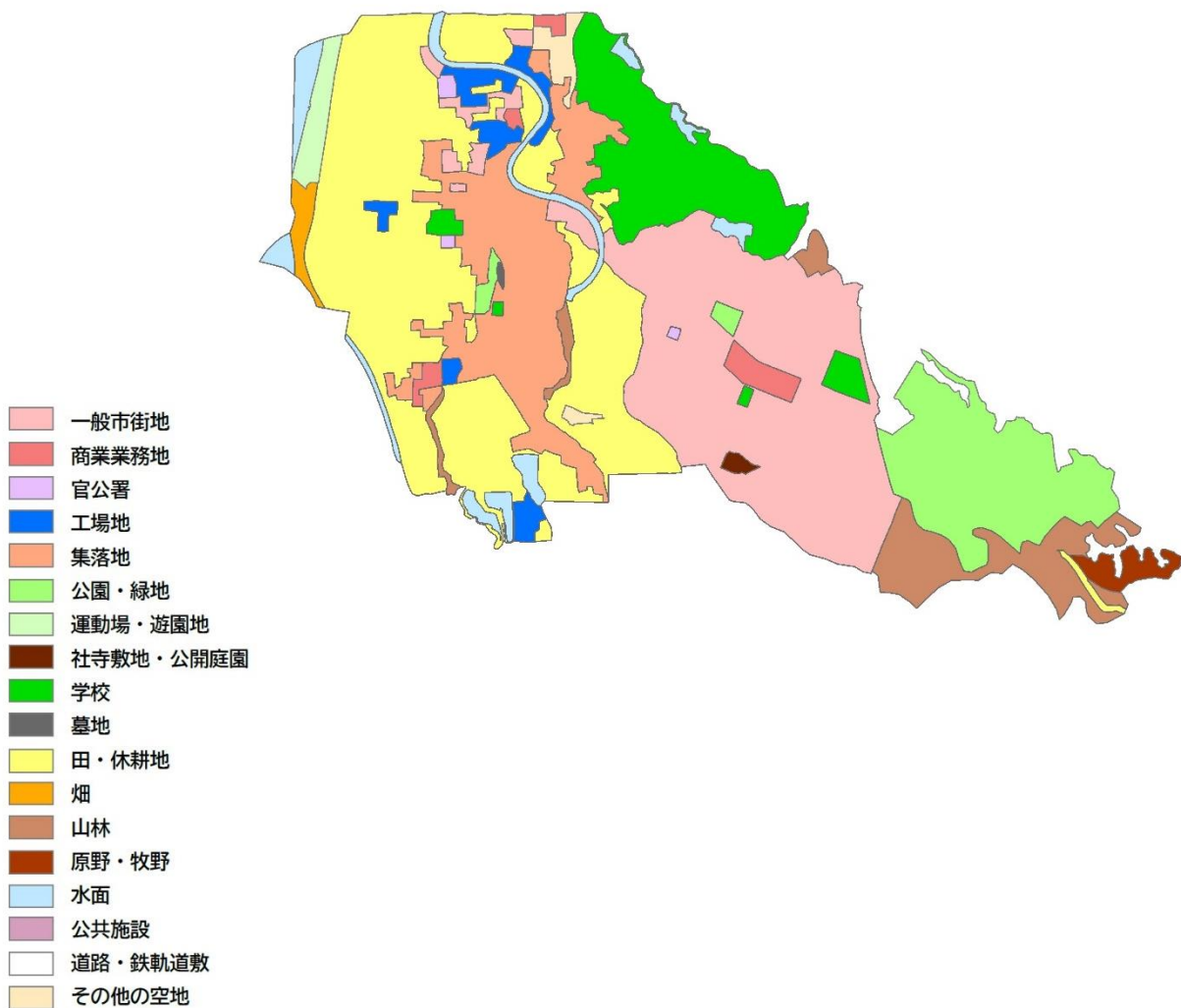
(2) 土地利用の現況(地域別)

① 北部地域の現況

北部地域は、住宅団地や既存集落地等で形成されている市街地があり、本町でも人口が集中している地域となります。一須賀古墳群を保存するため整備された近つ飛鳥風土記の丘や博物館があり、歴史的環境に恵まれた地域です。また、地域西部にはまとまった農地が広がっています。大阪芸術大学が立地していることから、学生の居住も多く見受けられます。

土地利用では、田・休耕地が約96ha、一般市街地が約77ha、集落地が約39haを占めています。

【北部地域の土地利用現況】

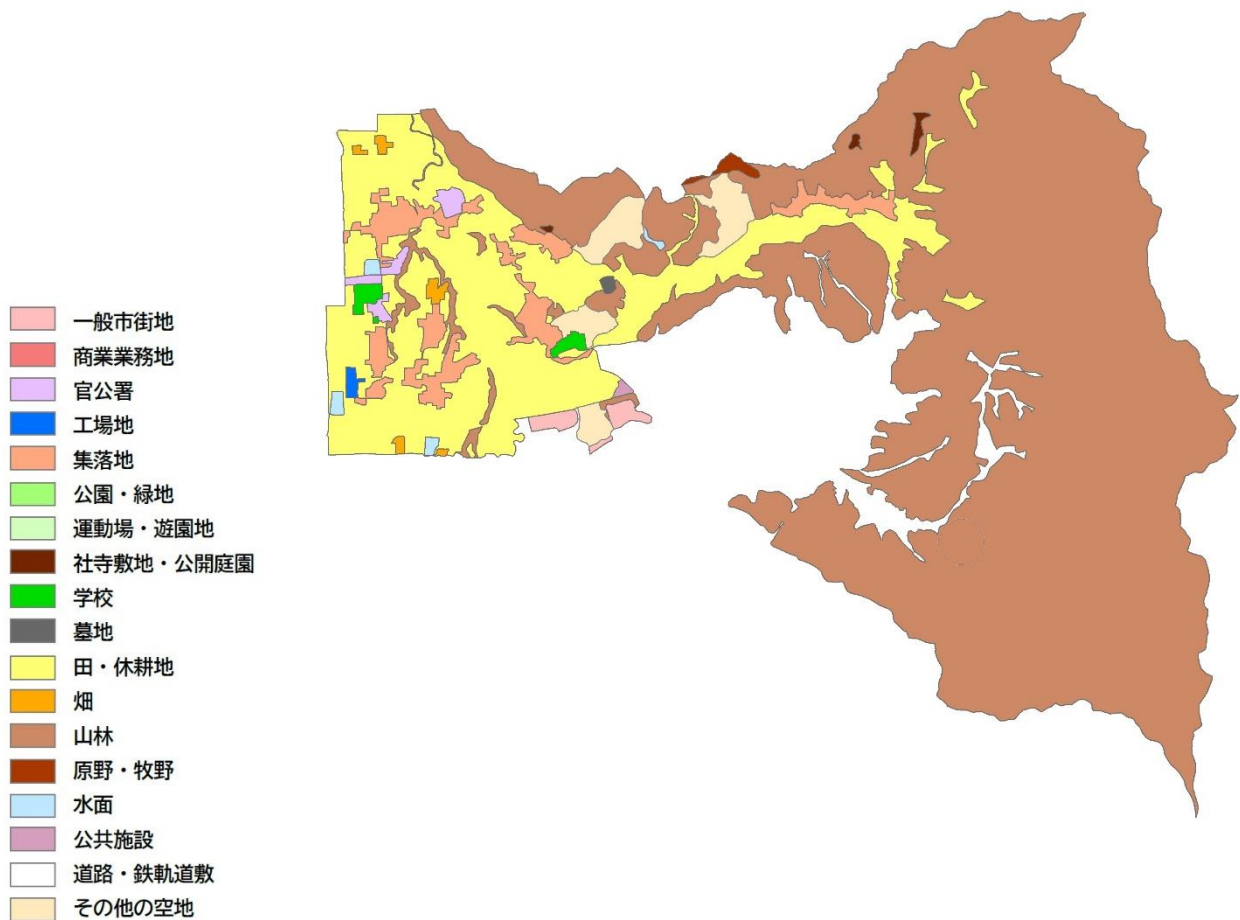


② 中央部地域の現況

中央部地域は、本町の中心に位置しており、役場をはじめとした官公署を含む公共公益施設等が集まっています。全体において山林が大半を占める豊かな自然環境が形成されており、高貴寺・磐船神社・白木陣屋跡といった歴史的資源もあります。平地部と丘陵部の谷あいには農地が分布し、そこでは農業が行われていることから、住民の生活空間と自然が調和している良好な空間が形成されています。また、土取り跡地⁴⁾等の低未利用地が見受けられます。

土地利用では、山林が約788ha、田・休耕地が約222ha、集落地が約42haを占めています。

【中央部地域の土地利用現況】



4) 土取り跡地・・・砂・土が採取されていた場所の跡地を指す。

③ 西部地域の現況

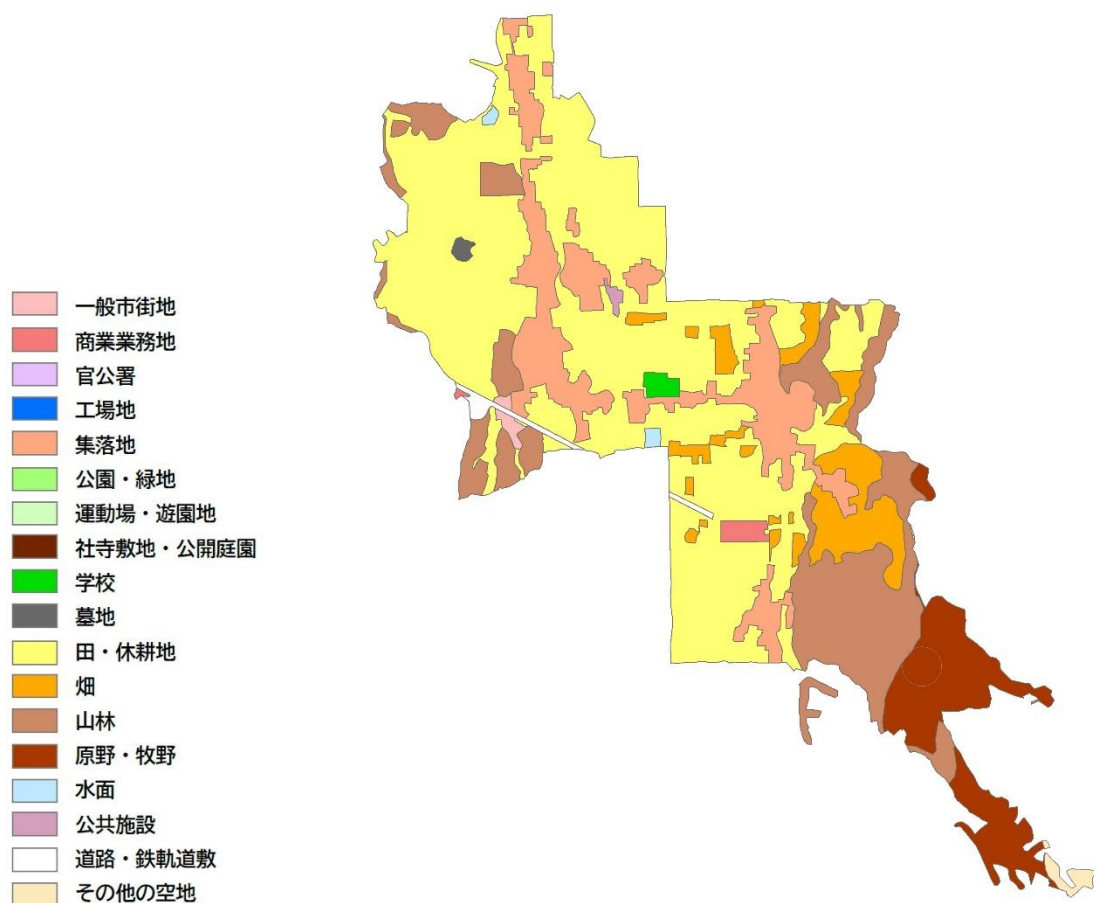
西部地域は、規模の大きい既存集落が形成されています。庭園樹といった特徴的な産業や野菜等の都市近郊を活かした農業が行われ、優良農地が広がっています。

金山古墳や寛弘寺古墳公園等の歴史的資源の他、都市住民との交流拠点となり、にぎわいのある農村活性化センター・道の駅かなんがあります。

国道309号(河南赤阪バイパス⁵⁾)等の整備が進められ、交通利便性の向上及びその沿道で商業・工業施設等の集積が見込まれる地域です。

土地利用では、田・休耕地が約206ha、山林が約68ha、集落地が約56haとなっています。

【西部地域の土地利用現況】



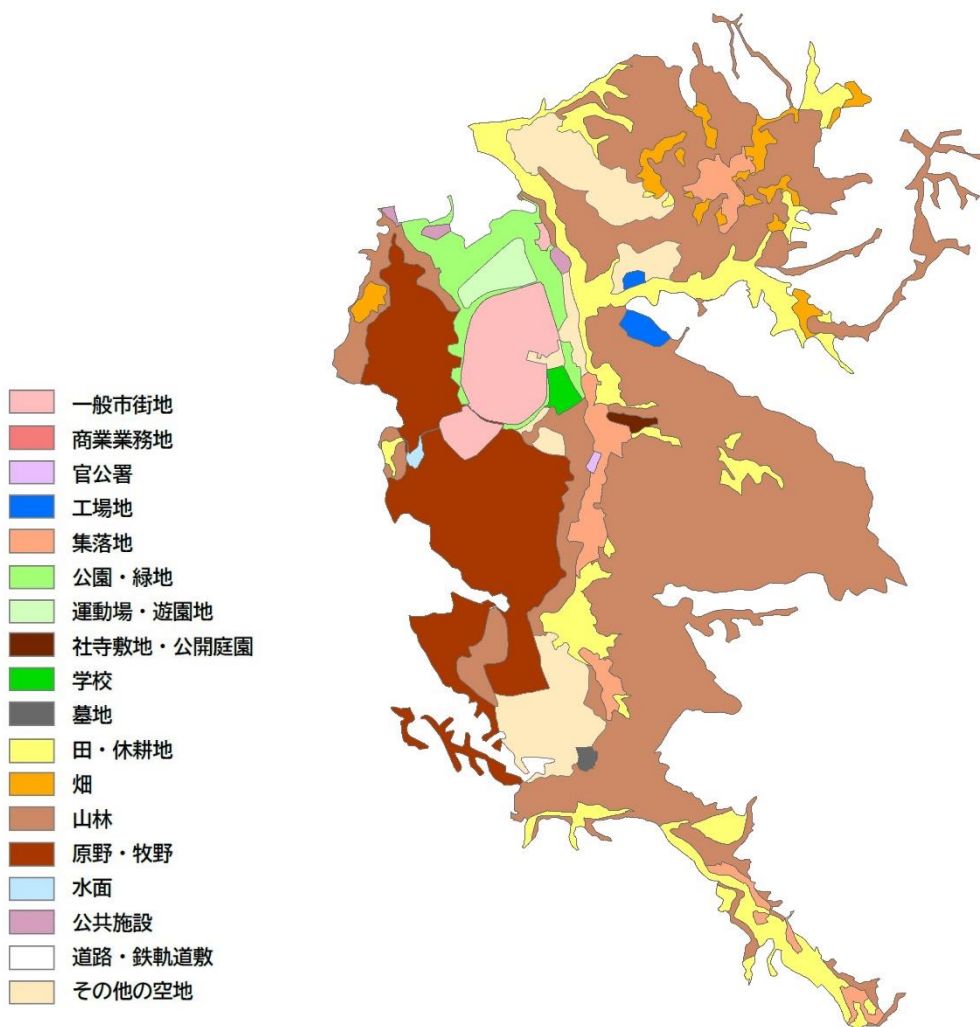
5) バイパス・・・交通の渋滞を緩和するため、混雑した市街地を迂回して設けられた道路、迂回道路を指す。

④ 丘陵部地域の現況

丘陵部地域は、計画的な民間開発による住宅団地が形成されており、丘陵が大半を占め既存集落地が点在しています。弘川寺とその周辺に広がる山林を活かした、歴史と文化の森が整備されており、ゴルフ場や観光牧場といったレクリエーション施設が立地しています。

土地利用では、山林が約331ha、次いで原野・牧野が約111ha、田・休耕地が約75haを占めています。

【丘陵部地域の土地利用現況】



1-3. 都市基盤施設の現況

(1) 道路

道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活及び産業活動のための交通空間として重要な役割を果たしています。また、消防救急、避難路、火災延焼防止等の遮断空間としての防災空間、採光・通風等としての生活環境空間、上下水道、架線等公共公益施設の収容空間等、極めて多様で重要な機能をもっています。

本町の主要な道路網として、国道については、西部から南部の千早赤阪村との境界に国道309号があり、町の中心部を南北に縦断する主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線があります。

前回計画時に、都市計画道路⁶⁾の事業化の促進をしていましたが、検討を進めた結果、平成24(2012)年2月22日に、狭山河南線、柏原赤阪線は大阪府において廃止され、平成25(2013)年11月25日に富田林河南線を廃止しました。

令和2(2020)年4月1日現在、町道は369路線あり、実延長は153kmとなっています。

これらの他に、農道や林道があり、本町の道路網が構成されています。

【都市計画道路一覧】

路線名	計画決定日	計画幅員	計画延長	供用済延長	未着手延長
大阪千早線※	昭和45(1970)年6月12日	20m	1,320m	1,320m	0m
柏原赤阪線	昭和45(1970)年6月12日	25m	4,750m	—	廃止
狭山河南線	昭和45(1970)年6月12日	25m	390m	—	廃止
富田林河南線	昭和45(1970)年6月12日	16m	1,350m	—	廃止
合計	—	—	7,810m	1,320m	0m

※千早赤阪村区域分を含む

【道路の現況】

区 分	一級町道	二級町道	その他町道	計
路線数(本)	7	7	355	369
実延長(m)	12,213	11,714	129,408	153,335
改良済延長(m)	9,706	6,125	48,633	64,464
改良率(%)	79	52	38	42
舗装済延長(m)	12,213	11,580	117,696	141,489
舗装率(%)	100	99	91	92

出典：地域整備課 資料より作成

*都市基盤施設…都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設を指す。

6) 都市計画道路…都市計画区域内の主要道路として決定される道路を指す。

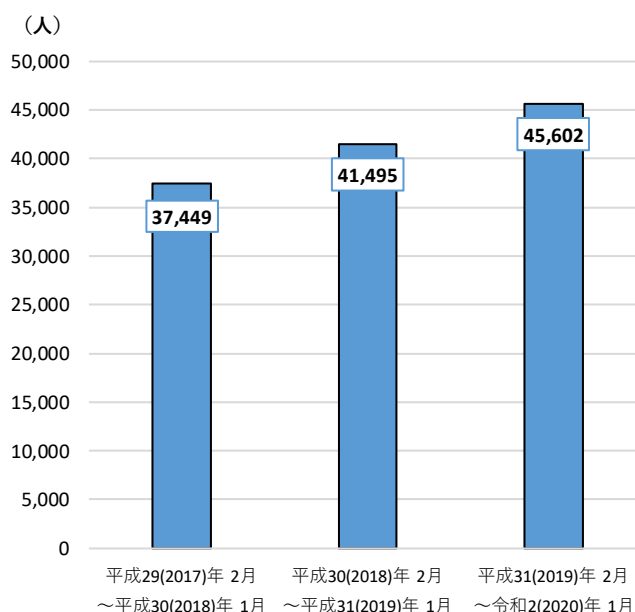
(2) 交通

本町には鉄軌道駅がなく、最寄りの駅は隣接する富田林市にある近鉄長野線の富田林駅、喜志駅となっています。このため、町内では、モータリゼーション⁷⁾の進展や道路網の整備等により、自動車が利便性の高い移動手段として定着する一方で、公共交通機関として、役割を担ってきた路線バスは、年々利用者が減少傾向にあります。そこで、将来にわたり持続可能な地域に応じた交通システムを構築することが必要であり、人口減少と少子化への対応、にぎわいのあるまちづくりの実現を図ることが重要となっています。

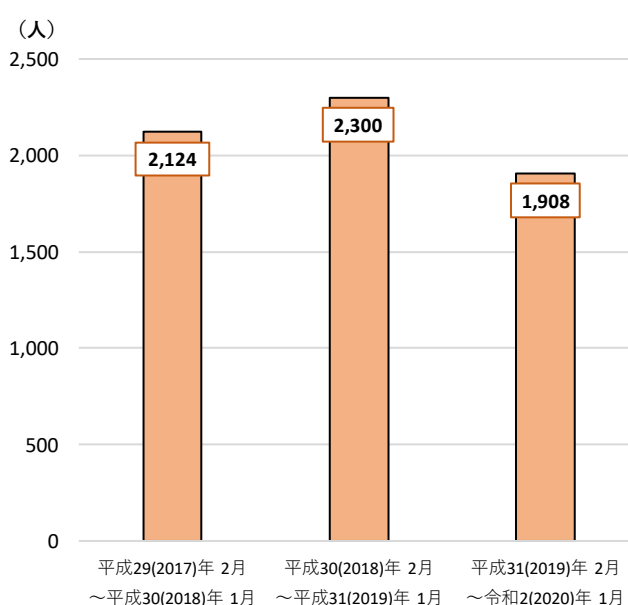
こうした状況を踏まえ、将来を展望した上で、みんなで育てる地域公共交通の具体的な施策を展開していくため、本町では「河南町地域公共交通基本計画(平成27(2015)年2月)」を策定しています。住宅の立地状況や需要、目的等に応じた適切なサービスの提供を図ることを目的に、各地区と鉄道駅を結ぶ駅直通路線は、民間の路線バスが担い、大規模住宅団地や集落地等と町内の商業施設や医療機関、公共施設等を結ぶ町内の路線はカナちゃんバスが町内循環バスとして担い、ともに共存共栄していくものです。

また、町内循環バスでは対応していくことが困難な区域(山手区域等)へは、定時定路線でのやまなみタクシーの運行を行っています。

【カナちゃんバス利用者状況】



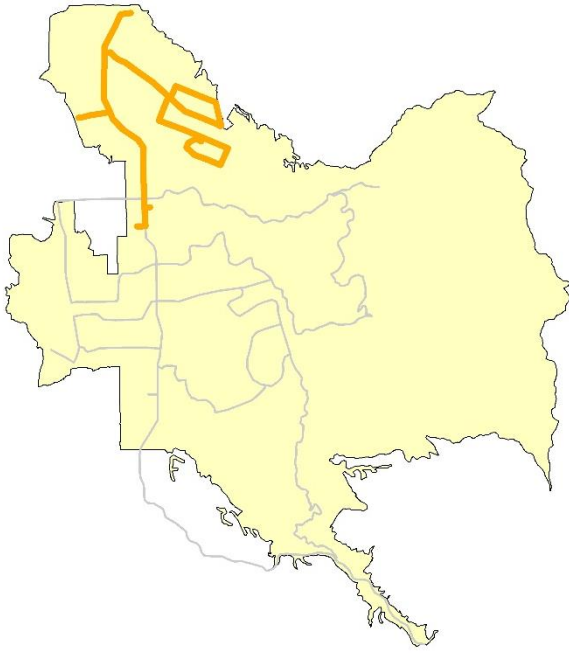
【やまなみタクシー利用者状況】



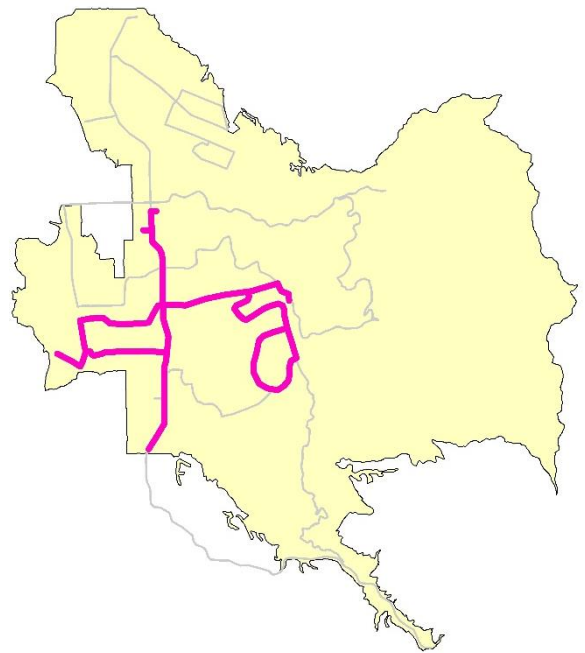
7) モータリゼーション…自動車が生活必需品として普及する現象、自動車の大衆化を指す。

【地域公共交通の各路線図】

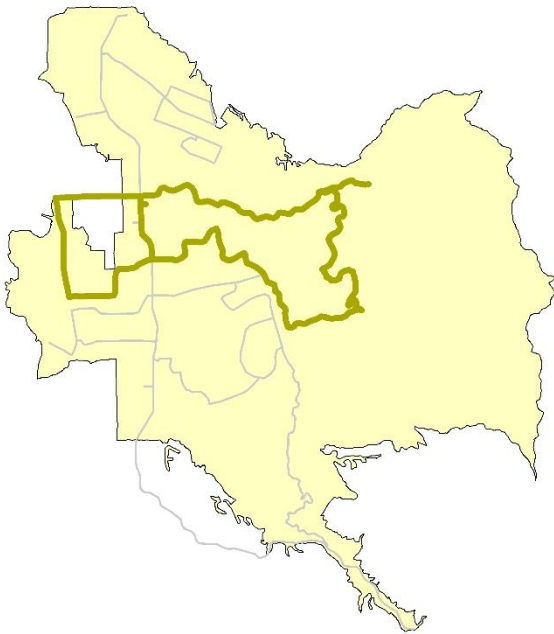
【カナちゃんバス北部ルート】



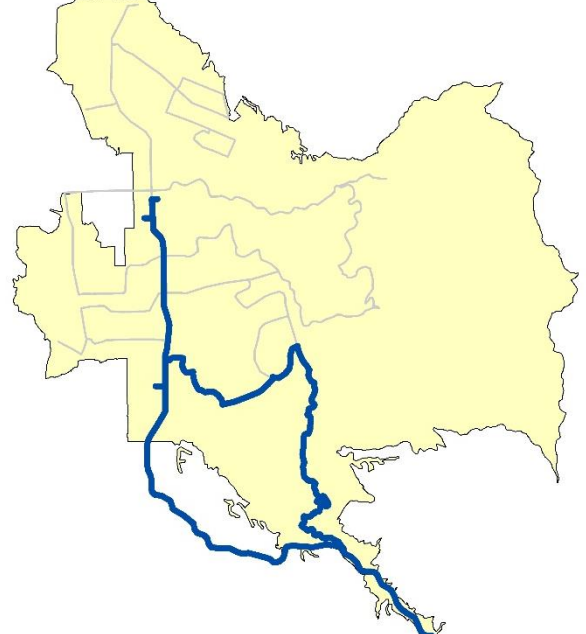
【カナちゃんバス南部ルート】



【やまなみタクシーAルート】



【やまなみタクシーBルート】



出典：河南町 地域公共交通の路線図より作成



【カナちゃんバス】



【やまなみタクシー】

(3) 公園・緑地の現況

公園・緑地は、無秩序な市街化の防止、良好な風致・景観を備えた地域環境の形成、自然とのふれあいを通じた心身とも豊かな人間形成への寄与や、スポーツ・レクリエーション、避難・救援活動の場の提供、さらには大気の浄化、防音等非常に多くの複合した目的をもつ都市の根幹的な施設です。本町では、次のように14か所の公園・緑地が都市計画決定されています。

① 公園

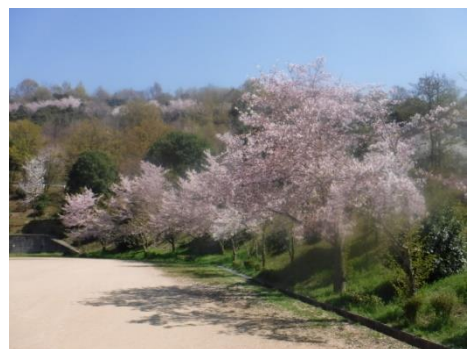
本町の都市公園としては、街区公園が11か所、近隣公園として石川公園、白木山公園の2か所、その他の都市公園が10か所開設されているほか、広域緑地である石川河川公園があります。都市公園以外の主な公園としては、国指定文化財の一須賀古墳群を保存するため府立の史跡公園として整備された近つ飛鳥風土記の丘や、弘川寺周辺の山林を活用し、府民の森として整備された弘川寺歴史と文化の森、双円墳として日本最大の規模を誇り、古墳公園として整備された史跡金山古墳公園、寛弘寺古墳公園等があります。また、市街化調整区域では、ちびっこ老人憩いの広場等が16か所、農村公園が1か所開設されています。これらのうち石川公園は、普通河川島川を活用した親水機能を持つ公園として近隣の住民に親しまれているほか、近つ飛鳥風土記の丘は、豊かな自然と古墳群を身近に感じることができるよう、散策路や展望台が整備され、町内はもとより町外からも多くの人々が訪れる広域のレクリエーション拠点となっています。

② 緑地

本町の公園等以外の緑地としては、金剛生駒紀泉国定公園(871ha)及び近郊緑地保全区域(776ha)に指定された金剛葛城の山林があげられ、行政区域面積の約1/3を占めています。これ以外の山林や農用地区域(341ha)を主体とする農地、河川等を含めると本町の約8割が広義の緑地で占められます。また、社寺境内地や墓地、役場や学校等の公共公益施設の植栽地等も住民が身近に感じることができ、生活環境を向上させる緑地として重要な役割を担っています。



【石川公園】



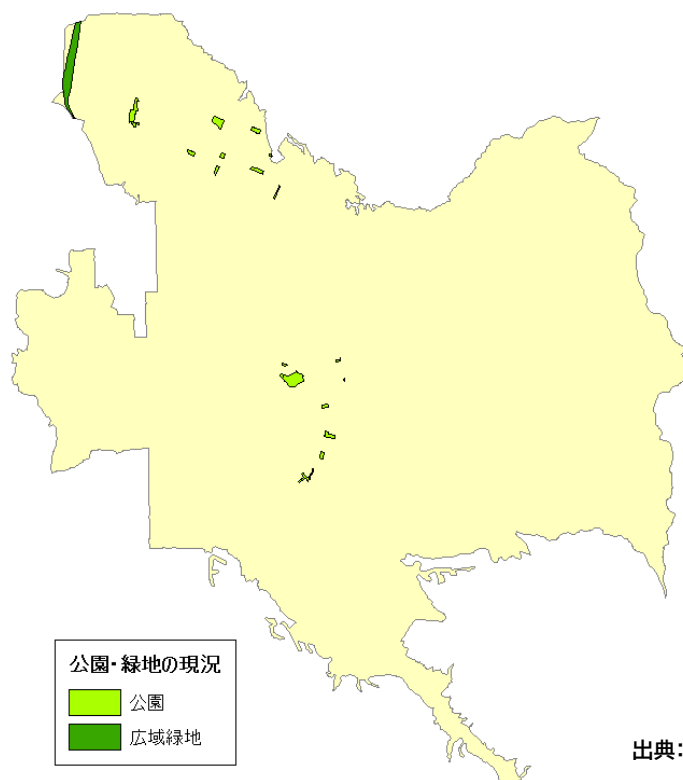
【白木山公園】

【都市計画公園・緑地・その他の都市公園一覧】

区分	名称	所在地	都市計画決定		開設年度	開設面積 (ha)
			告示年月日	面積(ha)		
街区公園	大宝西公園	大宝1-18-1	昭和56(1981)年2月28日	0.27	昭和51(1976)年	0.27
	大宝ネオポリス公園	大宝2-8-1		0.75	昭和51(1976)年	0.75
	大宝南公園	大宝4-7-9		0.18	昭和51(1976)年	0.18
	大宝北公園	大宝3-11-1		0.31	昭和51(1976)年	0.31
	大宝東公園	大宝4-23-1		0.39	昭和51(1976)年	0.39
	大ヶ塚公園	大ヶ塚71-1	昭和57(1982)年2月22日	0.16	昭和59(1984)年	0.16
	大宝中央公園	大宝1-29-2	平成7(1995)年3月2日	0.18	昭和51(1976)年	0.18
	大宝公園	大宝5-9-1		0.18	昭和51(1976)年	0.18
	さくら坂中央公園	さくら坂4-14-2		0.41	平成6(1994)年	0.41
	さくら坂南公園	さくら坂2-3-1		0.19	平成6(1994)年	0.19
さくら坂北公園	さくら坂3-1-1	0.18		平成6(1994)年	0.18	
近隣公園	石川公園	一須賀19-1	平成4(1992)年1月13日	1.00	平成9(1997)年	1.00
	白木山公園	さくら坂5-5-3	平成7(1995)年3月2日	2.10	平成6(1994)年	2.10
広域緑地	石川河川公園	山城・一須賀外	平成4(1992)年1月13日	5.60	平成7(1995)年	1.00
合計	—	—	—	11.9	—	7.3

区分	名称	所在地	開設年度	開設面積 (ha)
その他の 都市公園	鈴美台公園	鈴美台1-2-1	平成9(1997)年	0.09
	鈴美台西公園	鈴美台3-1-6	平成11(1999)年	0.07
	大宝3丁目東公園	大宝3-41-53	平成11(1999)年	0.06
	鈴美台南公園	鈴美台1-8-13	平成14(2002)年	0.03
	さくら坂南中央公園	さくら坂南6-5	平成19(2007)年	0.21
	さくら坂南1号公園	さくら坂南1-8	平成19(2007)年	0.02
	さくら坂南2号公園	さくら坂南3-4	平成19(2007)年	0.04
	さくら坂南3号公園	さくら坂南4-5	平成19(2007)年	0.04
	さくら坂南4号公園	さくら坂南10-7	平成19(2007)年	0.04
	さくら坂南5号公園	さくら坂南11-8	平成19(2007)年	0.04
小計			10箇所	0.64
開設公園合計			24箇所	7.94

【都市計画公園・緑地・その他の都市公園の現況図】



出典：地域整備課 資料より作成

(4) 上水・下水道の現況

① 上水道

上水道は、昭和44(1969)年に既存の5地区の簡易水道を統合することで創設しており、住宅団地の開発に合わせて拡張事業を行ってきました。第三次拡張事業計画として、平成22(2010)年度を最終年度として進め、山地部と丘陵部(一部除く)を除く区域が給水区域となりました。

また、平成30(2018)年度に青崩簡水事業を事業統合(ソフト統合)し、簡易水道事業の区域も上水道事業の給水区域としています。

平成27(2015)年度末に自己水の水源である井戸の枯渇及び浄水施設の老朽化が著しいことから、給水量の全量(青崩地区を除く)を企業団水に切り替えました。

令和元(2019)年度末の整備状況は、給水戸数6,118戸、給水人口15,481人、普及率99.98%、年間総給水量1,813千 m^3 です。過去5年間の推移をみると、人口は減少傾向にありますが、給水戸数の増加に伴った普及率の増加により、年間総配水量が増加していることが挙げられます。

令和3(2021)年4月に大阪広域水道企業団と統合して、企業団が水道事業の運営を行います。

【上水道の給水状況推移】

上水道 給水状況	町人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	年間総配水量 (m^3)
平成27(2015)年度	15,829	15,743	5,945	100	1,787,569
平成28(2016)年度	15,767	15,681	5,987	100	1,798,069
平成29(2017)年度	15,732	15,652	6,028	100	1,833,886
平成30(2018)年度	15,576	15,570	6,085	100	1,836,849
令和元(2019)年度	15,484	15,481	6,118	100	1,812,939
上水道 給水状況	有収水量 (m^3)	有収率 (%)	1人1日平均 配水量 (L)	1日平均 配水量 (m^3)	1日最大 配水量 (m^3)
平成27(2015)年度	1,640,725	92	310	4,884	5,747
平成28(2016)年度	1,668,753	93	314	4,926	5,920
平成29(2017)年度	1,668,993	91	321	5,024	5,742
平成30(2018)年度	1,659,677	90	323	5,032	5,784
令和元(2019)年度	1,636,688	90	320	4,953	5,686

※平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は旧簡水分を含んだ数字となっている

出典:上下水道課 資料より作成

② 公共下水道

本町では、平成23(2011)年3月に改定された「河南町下水道基本計画」に基づき、下水道整備を進めています。

a. 汚水

全体計画のうち、市街化区域と既存集落を含めた435haが都市計画決定(平成31(2019)年1月24日)し、事業認可区域は441.3ha(下水道法)となっています。汚水整備事業は、概ね完了しています。

大宝地区の老朽化した管路施設の改築更新事業は、大部分は完了しており、今後は順次管路施設の点検調査を行い、施設の計画的な維持と更新に努めます。

また、令和2(2020)年度現在での普及率(行政区域内人口に対する処理区域内の人口の割合)は、94.0%となっています。

b. 雨水

雨水については、石川、大宝、さくら坂・さくら坂南及び鈴美台地区を含めた市街化区域内の241haを都市計画決定(平成31(2019)年1月24日)し、事業認可区域(下水道法)は204haで、市街化区域内を対象に雨水対策を進めています。

【公共下水道(汚水)普及状況推移】

公共下水道 普及状況	行政面積 (ha)	行政区域内 人口(人)	処理区域内 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	普及率 (%)
平成27(2015)年度	2,526	15,829	361.77	14,442	13,657	91.2
平成28(2016)年度	2,526	15,767	369.44	14,529	13,701	92.1
平成29(2017)年度	2,526	15,732	381.93	14,606	13,767	92.8
平成30(2018)年度	2,526	15,576	386.09	14,613	13,811	93.8
令和元(2019)年度	2,526	15,484	386.24	14,555	13,820	94.0

出典：上下水道課 資料より作成

(5) 河川の現況

本町の河川は、大和川水系に属し、大きく分けて梅川流域と千早川流域に分類されます。一級河川としては、石川、梅川、千早川、水越川の4河川があります。準用河川としては、梅川、天満川の2河川があり、また、普通河川としては、梅川、天満川、島川、馬谷川、竹の谷川、平石川、笠石川の7河川があります。

一級河川石川は、「石川あすかプラン」に基づき防災面と景観面に配慮して府営石川河川公園の整備が進められ、利用されています。また、一級河川梅川は、石川との合流点から中之橋付近まで整備されました。現在、大宝橋付近において、整備を進めています。

準用河川天満川についても、順次、改修を進めています。

【河川の現況】

区 分	数	河 川 名
一級河川	4 河川	石川、梅川、千早川、水越川
準用河川	2 河川	梅川、天満川
普通河川	7 河川	梅川、天満川、島川、 馬谷川、竹の谷川、平石川、笠石川

(6) その他の公共施設

① 学校施設等

本町には、小学校2校、中学校1校、学校給食センター1施設、認定こども園2園の学校施設等があります。

【学校施設一覧】

学校施設等	施設名
小学校	河南町立近つ飛鳥小学校、河南町立かなん桜小学校
中学校	河南町立中学校
給食センター	河南町立学校給食センター
認定こども園	河南町立中村こども園、石川こども園

② 防災施設

a. 消防施設

本町では、初期消火体制として消防団が組織されており、各分団に消防車や資機材を保管する消防車庫が5か所に設置されています。

なお、河南町消防本部については、平成26(2014)年10月1日より消防事務の富田林市への事務委託による広域化により富田林市消防署河南分署となりました。

【分団詰所の概要】

施設名	所在地	規模	
		面積	階数
石川分団詰所	大ヶ塚71-2	60㎡	2階
白木分団詰所	白木1256-1	596㎡	2階
河内分団詰所	さくら坂5-5-7	40㎡	1階
中分団詰所	神山19-6	60㎡	2階
大宝分団詰所	大宝1-2-1	39㎡	1階

本町では、効率の良い消火活動を行うため、消火栓や防火水槽の設置に努めています。

また、平成7(1995)年1月の阪神淡路大震災の教訓をもとに、耐震型防火水槽の設置を順次進め、ため池や河川、水路についても、消防水利への活用を念頭においてその整備に取り組んでいます。

【消防水利の状況(令和2(2020)年7月現在)】

区分	設置基数 (公設)	設置基数 (私設)	合計
消火栓	392基	3基	395基
防火水槽	38基 内耐震型14基	18基	56基 内耐震型14基

b. 避難場所

本町では、災害時における避難場所を設定しており、緊急時の住民の安全を確保する体制が整備されています。

【指定緊急避難場所一覧】

指定緊急避難場所一覧				
番号	名称	住所	収容能力	地域
1	石川こども園 園庭	一須賀76	770	石川地域
2	石川公園	一須賀19-1	790	
3	大ヶ塚公園	大ヶ塚71-1	630	
4	大阪芸術大学グラウンド	東山469	3,310	
5	町立中学校運動場	白木1285	5,060	白木地域
6	鈴美台公園	鈴美台1-2-1	340	
7	鈴美台南公園	鈴美台1-8-13	100	
8	鈴美台西公園	鈴美台3-1-6	180	
9	かなん桜小学校運動場	さくら坂1-1-1	2,440	河内地域
10	さくら坂南公園	さくら坂2-3-1	350	
11	さくら坂北公園	さくら坂3-1-1	640	
12	さくら坂中央公園	さくら坂4-14-2	1,190	
13	さくら坂南中央公園	さくら坂南6-5	100	
14	町立総合運動場	さくら坂5-1	10,600	
15	白木山公園	さくら坂5-5-3	4,860	中村地域
16	中村こども園 園庭	神山19	905	
17	なかむら公園	中73-1	1,150	
18	スーパーセンターオークワ河南店駐車場	中415	2,800	
19	近つ飛鳥小学校運動場	大宝3-4	5,590	大宝地域
20	大宝西公園	大宝1-18-1	750	
21	大宝中央公園	大宝1-19-2	660	
22	大宝ネオポリス公園	大宝2-8-1	3,020	
23	大宝北公園	大宝3-11-1	970	
24	大宝南公園	大宝4-7-9	730	
25	大宝東公園	大宝4-23-1	930	
26	大宝3丁目東公園	大宝3-41-53	240	
合 計			49,105	全域

※一時避難場所収容人数は、敷地面積の60%を収容できる面積として、1人につき、1.5㎡を必要面積として算定
ただし、収容可能面積60%以下の施設については、実有効面積から算定

【指定避難所、福祉避難所一覧】

指定避難所一覧			
番号	名称	住所	収容能力
1	石川こども園	一須賀76	410
2	旧河南ふれあいセンター	大ヶ塚110	80
3	一須賀地区・老人集会所	一須賀662-1	40
4	大ヶ塚地区・老人集会所	大ヶ塚316	40
5	山城地区・老人集会所	山城747-15	30
6	大阪芸術大学総合体育館第1アリーナ	東山469	420
7	町立中学校	白木1285	1,425
8	農村環境改善センター	白木1388	200
9	中央公民館	白木1387	100
10	中央公民館 分室	白木1257-1	120
11	寺田地区・老人集会所	寺田460-5	30
12	南加納地区・老人集会所	加納688	30
13	白木地区・老人集会所	白木440-1	20
14	長坂地区・老人集会所	白木24	20
15	今堂地区・老人集会所	白木1170	30
16	鈴美台3丁目地区集会所	鈴美台3-1-7	20
17	保健福祉センター	白木1371	1,010
18	かなん桜小学校	さくら坂1-1-1	1,010
19	持尾地区集落センター	持尾1042-1	50
20	さくら坂地区集会所	さくら坂4-14-1	100
21	さくら坂南地区集会所	さくら南6-6	40
22	中村こども園	神山19	715
23	中地区・老人集会所	中758-1	45
24	芹生谷地区・老人集会所	芹生谷230	20
25	神山地区・老人集会所	神山453-3	40
26	農村活性化センター	神山523-1	80
27	近つ飛鳥小学校	大宝3-4	980
28	大宝地区公民館	大宝1-2-4	165
29	大宝地区北集会所	大宝3-41-51	25
合 計			7,295

※避難所の面積は、避難者1人あたりの必要面積を3㎡とし、避難所として活用できる割合を建物床面積の60%として算定

福祉避難所一覧		
番号	名称	住所
1	保健福祉センター	白木1371
2	軽費老人ホーム 河南荘	白木905
3	特別養護老人ホーム あんり	寛弘寺101
4	障がい者福祉施設 草笛の家	白木1033-4

(7) 文化財

金山古墳をはじめ文化財保護法指定による文化財が史跡2件、重要文化財7件、旧重要美術品等保存に関する法律により認定された文化財として、宝物類1件、建造物2件があります。

このうち、金山古墳は、全国的にも珍しい双円墳として日本最大の規模を誇り、周囲に休憩所を設置し、史跡金山古墳公園として広く公開しています。また、一須賀古墳群は、河内三大古墳群のひとつで、府立の史跡公園近つ飛鳥風土記の丘が整備されています。29ha(町域外含む)の園内には102基の古墳があり、そのうち40基が整備されています。隣接地には、古墳時代から飛鳥時代にかけての文化遺産を中心に展示している近つ飛鳥博物館もあります。

さらに、寛弘寺古墳群は4世紀から7世紀にわたって造られ続け、豊富な副葬品や埴輪が出土したことから、地域の有力者の墓域と考えられています。現在、一部が古墳公園として整備されています。

また、大阪府文化財保護条例に基づく有形文化財12件、史跡3件、天然記念物1件があります。これら文化財を所蔵し、また境内地が府指定史跡である弘川寺や高貴寺は、役行者の開基と伝わり、特に、弘川寺は西行法師終焉の地として知られ、その境内に樹齢約350年の「かいどう」があります。令和2(2020)年度には、平石峠の妙音菩薩品(ミョウオンボサツホン)と、高貴寺の観世音菩薩普門品(カンゼオンボサツフモンホン)の2つの経塚が、日本遺産の構成文化財として指定されました。

他には、楠木正成の支城とされる持尾城跡、巨岩や奇岩が並び、献灯祭等の古習を伝える磐船神社等もあります。



【金山古墳】



【近つ飛鳥博物館】



【平石峠 妙音菩薩品】
(ミョウオンボサツホン)

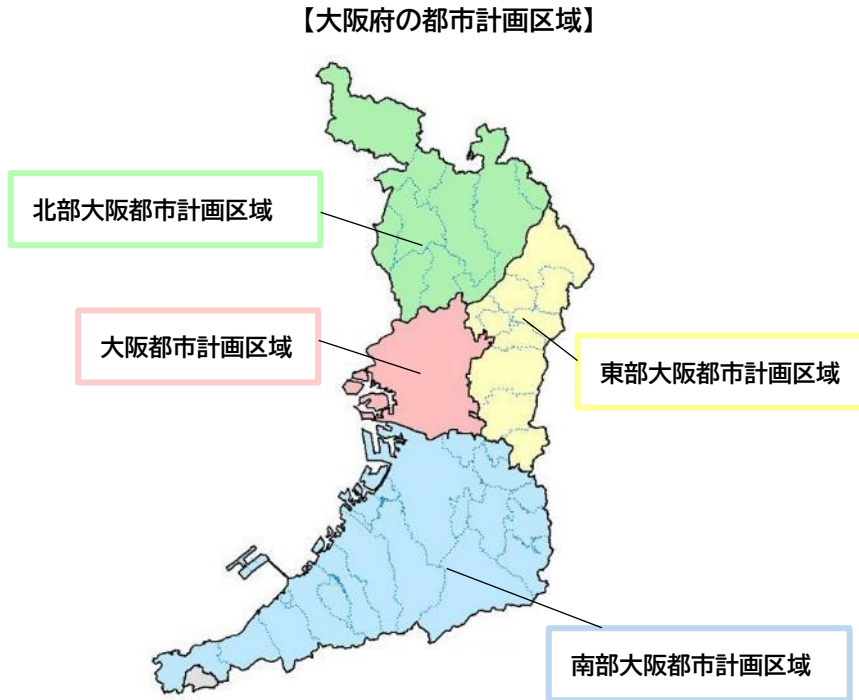


【高貴寺 観世音菩薩普門品】
(カンゼオンボサツフモンホン)

1-4. 都市計画

(1) 大阪府に関する都市計画

大阪府では、33市9町1村が4都市計画区域として指定され、本町は南部大阪都市計画区域に位置しています。都市計画区域では、各種の都市計画が定められ、都市計画事業等が実施されています。



(2) 本町の都市計画

土地利用に関する都市計画として本町では、区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)と、地域地区のうち用途地域、高度地区が定められており、その内容は次のとおりです。

① 区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)

本町では、町域全域が都市計画区域となっており、このうち市街化区域が約248ha、市街化調整区域が約2,278haとなっています。

② 用途地域・高度地区

用途地域は、それぞれの地域の特性に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等を規制することにより、居住環境の保護や商工業等の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められます。用途地域には13種類あり、本町においては、このうち6種類が指定されています。高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるものですが、本町においては、建築物の高さの最高限度を定めており、3種類の高度地区を指定しています。

【用途地域の面積(令和2(2020)年4月1日)】

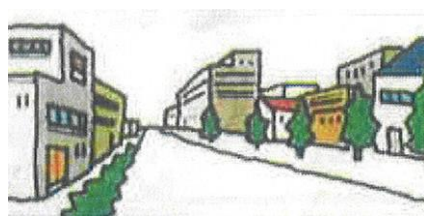
用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	102	41.2
第一種中高層住居専用地域	1.6	0.7
第二種中高層住居専用地域	34	13.7
第一種住居地域	97	39.1
第二種住居地域	12	4.8
近隣商業地域	1.2	0.5
合計	247.8	100.0

【用途地域の種別(町内の6種)】



●第一種低層住居専用地域

低層住宅に係る良好な環境を保護する地域



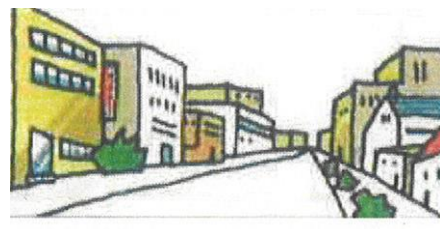
●第一種住居地域

住居の環境を保護する地域で大規模な店舗、事務所の立地を制限する地域



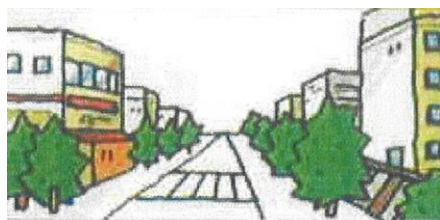
●第一種中高層住居専用地域

中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域



●第二種住居地域

主に住居の環境を保護する地域で大規模な店舗、事務所等が建てられる地域



●第二種中高層住居専用地域

主に中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域で、一定の店舗、事務所等が建てられる地域



●近隣商業地域

住民のための店舗、事務所等の利便を増進する地域

(3) 地区レベルの都市計画

地区レベルの都市計画として、「地区計画制度」があります。

地区計画制度とは、適正な施設配置、美しい街並みといった比較的小さな「地区」を単位として都市環境を整備する、従来の都市計画と個別の建築物規制の中間に位置する制度です。

状況や特性に応じた地区レベルで必要な細街路や公園等の施設(地区施設)の配置及び建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を一体的、総合的な計画として定め、届出・勧告制度や建築条例の制定により、計画の実現化を図ります。

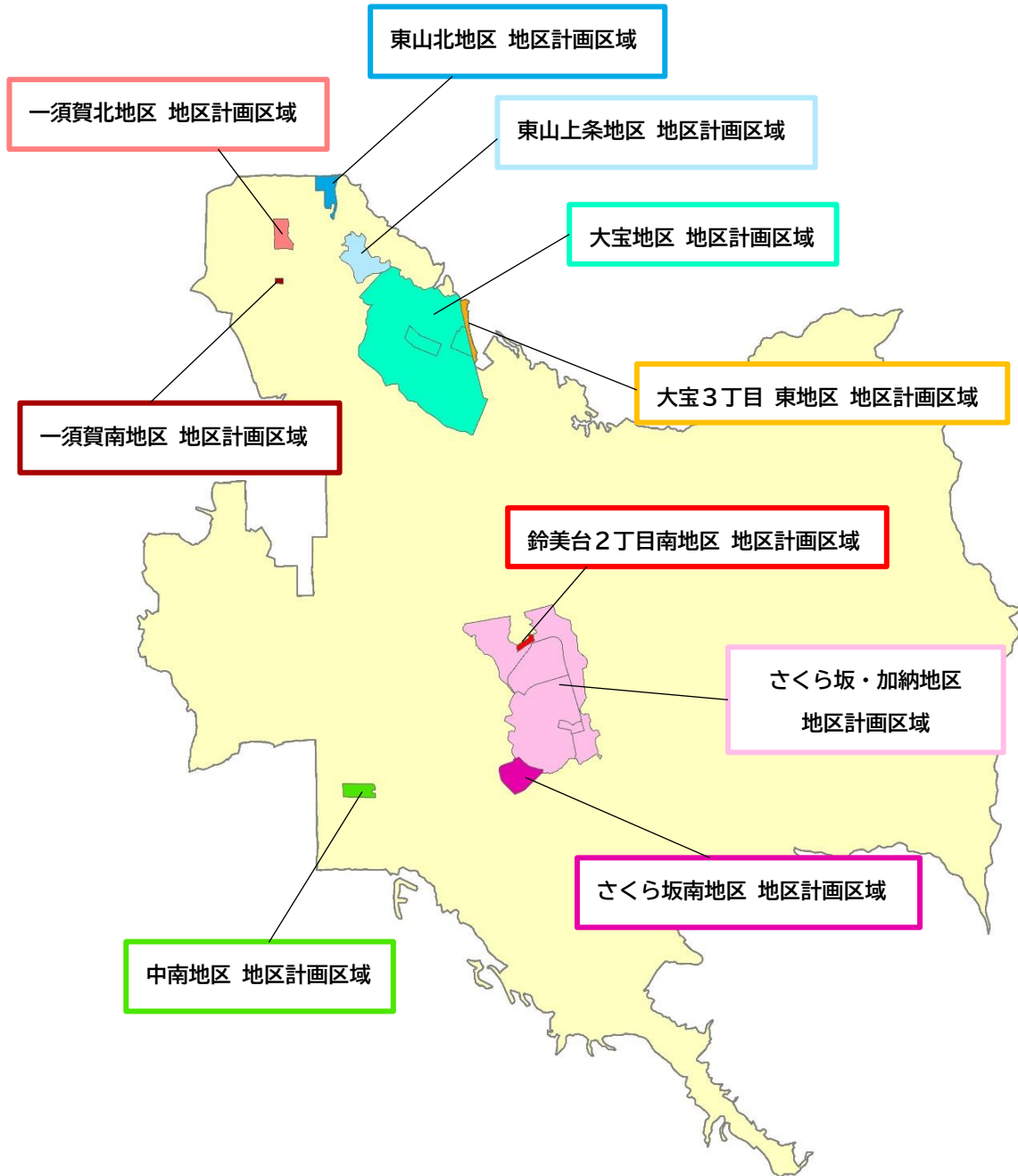
本町では、市街化区域のさくら坂・鈴美台地区、大宝地区、さくら坂南地区及び一須賀、東山の両地区の一部において、また、市街化調整区域内の中及び鈴美台2丁目両地区の一部において、当該制度を活用しています。なお、さくら坂地区及びさくら坂南地区については、建築基準法に基づく建築協定も締結されています。

建築協定とは、環境の保全や改善のため、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態や協定の有効期限等を定めるもので、住民の自発的な合意によって協定をつくり、自主運営していくものです。

【地区計画の一覧】

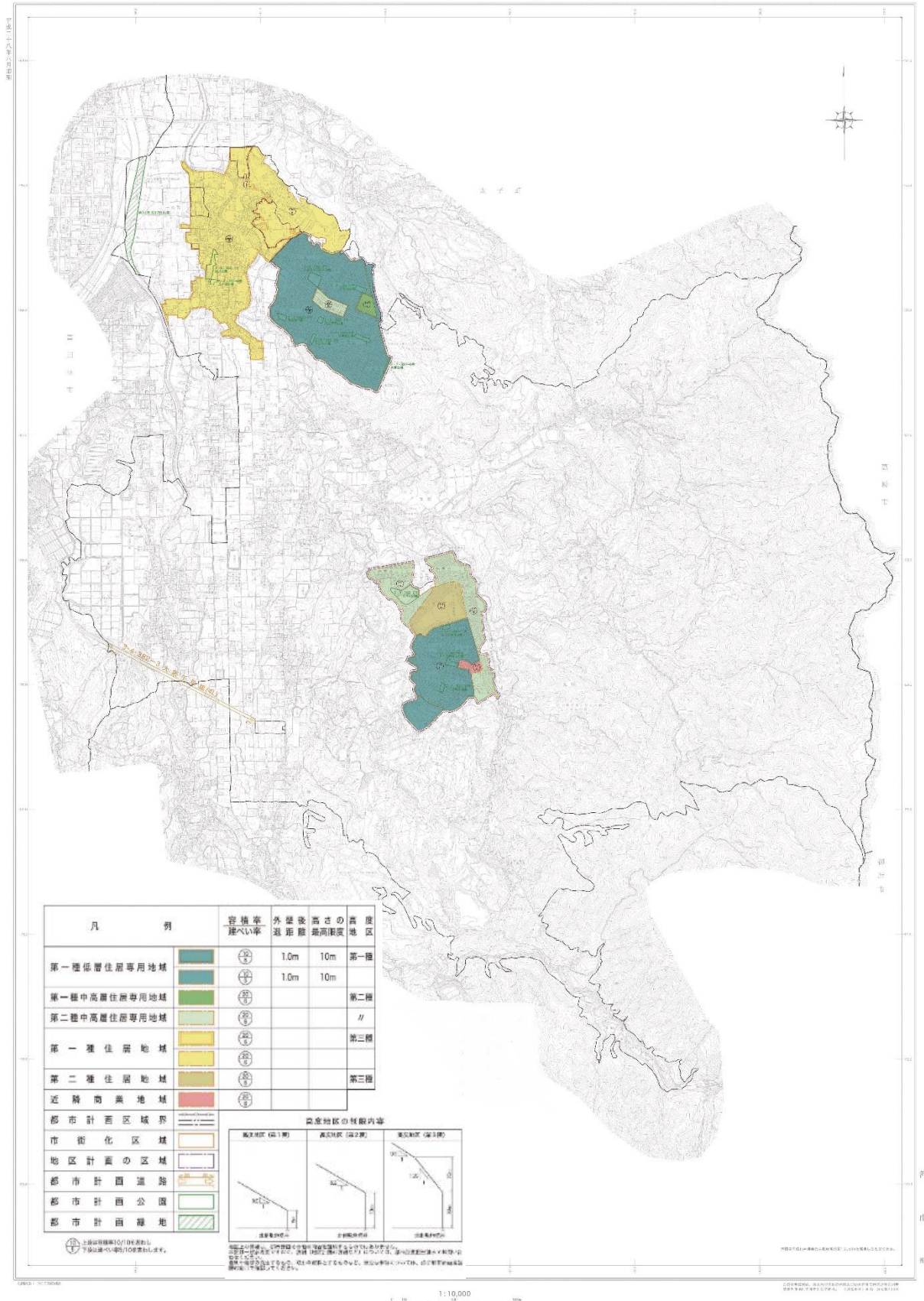
名 称	面 積	地区計画の目標
さくら坂・加納地区 地区計画	70.3ha	開発行為の適切な誘導及び建築物等の規制・誘導により、魅力ある住宅地形成を促し、地区全体として調和のとれた緑豊かで快適な住環境の形成を図る。
大宝地区 地区計画	73.6ha	建築形態の多様化に対応した住宅市街地の形成を図るとともに、敷地面積の最低限度や建築物の用途の制限等を定めることにより、良好な住環境の確保を図る。
大宝3丁目 東地区 地区計画	1.4ha	地区全体に低層住宅地にふさわしい建築等の制限を定め、地区の良好な住環境の維持・保全を図る。
一須賀 北地区 地区計画	2.8ha	周辺の集落環境との調和に配慮した緑豊かで良好な住宅系市街地の形成を目指す。
東山 北地区 地区計画	3.1ha	周辺の集落環境との調和に配慮した緑豊かで良好な住宅系市街地の形成を目指す。
鈴美台2丁目 南地区 地区計画	0.5ha	周辺の優良な自然環境や景観とも調和する低層住宅地にふさわしい建築物等の制限を定め、良好な居住環境の形成を目指す。
東山上条地区 地区計画	6.9ha	既存の大学キャンパスとの一体的な教育・学術・研究機能の拡充及び既存住宅の生活環境整備を図るため、周辺の集落環境との調和に配慮した緑豊かで良好な市街地形成を目指す。
一須賀南地区 地区計画	0.2ha	既存の都市基盤施設を活用しつつ、土地利用の適正な誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した緑豊かで良好な市街地形成を目指す。
さくら坂南地区 地区計画	5.3ha	宅地開発の事業効果の維持のため、周辺の優良な自然環境や景観にも調和する低層住宅地にふさわしい建築物等の制限を定め、地区全体として調和のとれた緑豊かで良好な居住環境の形成を図る。
中南地区 地区計画	2.3ha	主要地方道柏原駒ヶ谷干早赤阪線及び町道石塚線の交通利便性の高さを活用し、周辺田園景観に配慮し、地域経済の活性化を目標とする。

【地区計画の位置図】



【都市計画総括図(河南町)】

南部大阪都市計画図(河南町)



1-5. まちづくりの課題

(1) 時代潮流からみた課題

我が国では、人口減少と少子高齢化の進展が見受けられています。このような社会情勢より、まちづくりのあり方としては、従来の人口増加を前提とした拡大・成長する都市化社会から、安定・成熟した都市型社会への転換が求められます。そのため、安全で安心して暮らせる災害に強いまちの形成と持続発展可能な社会の実現、自然との共生といった取り組みが重要となります。

また、住民生活を支えていくためには、再生可能エネルギー⁸⁾を推進していくことも視野に入れる必要があります。

(2) 産業構造の変化への課題

昨今、IT化が全国規模で進展し、今後関連企業は、発展していくことが見込まれます。既存の都市の中心となる企業においては、関連企業や地元雇用等を通じた地域経済との結びつきが強く、企業の転出に伴う商業施設や居住者の流出は、都市機能に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

このため、既存企業の集積や新たな企業立地を誘導しつつ、状況に応じた望ましい土地利用の転換を誘導することが求められます。

(3) 将来めざすべき土地利用のあり方からみた課題

① 北部地域の求められる姿

大阪芸術大学や歴史的資源を活かした拠点づくりを行うための土地利用が求められています。大宝地区については、低層の戸建て住宅地としての良好な住環境の保全が求められています。集落地から発展した市街地にあたっては、スプロール⁹⁾的な市街化を抑制し、良好な市街地の形成が求められています。また、幹線道路沿道においては、商業・工業施設の誘致等、その特性を活かした適正な土地利用の誘導が求められます。

② 中央部地域の求められる姿

本町の中心となる各種機能を集積する町の中心地区を形成するため、土地利用の推進も求められます。また、集落地の生活環境向上のための基盤整備を進めるとともに、土取り跡地等の低未利用地の有効活用を促進し、住み、働き、憩うための諸機能を担う土地利用を計画的に進める必要があります。

また、金剛生駒紀泉国定公園等の自然環境や岩橋山周辺の巨石・奇石を含む歴史的資源の保全とその利活用が求められます。

③ 西部地域の求められる姿

西部地域では、集落地の生活環境の向上のための基盤整備が必要となります。また、幹線道路沿道においては商業・工業施設の誘致等、その特性を活かした適正な土地利用の誘導が求められます。そして、農業環境や歴史的資源を活かした土地利用や施設整備を進める必要があります。

8) 再生可能エネルギー…太陽熱、風力、バイオマスなど、地球の自然環境の中で循環し再生可能か、または無尽蔵な供給が可能なエネルギーを指す。

9) スプロール…都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくことを指す。

④ 丘陵部地域の求められる姿

集落地の生活環境の向上と市街地における良好な住環境の保全、形成に努める必要があります。そして、豊かな自然環境や歴史的資源を保全したうえで、その利活用について検討する必要があります。

(4)令和元(2019)年度住民意向調査結果からみた主要課題

① まち全体および居住地域における整備の満足度からの課題

「教育環境の整備(エアコンの設置 等)」、「防災に対する取組の充実(消防団や自主防災組織の活動支援等)」については、「満足」・「ほぼ満足」の回答が多く見受けられました。

一方で、「空き家や空き地の対策」、「民営バスの整備」、「雇用就労対策の充実」、「幹線道路沿道における沿道サービス系商業施設の誘致」については、「やや不満」・「不満」の回答が多く見受けられました。このため、交通網の整備とその周辺の商業施設の誘致による、産業面に関連する土地利用の見直しといった、より一層の取り組みが求められます。

② まち全体および居住地域における整備の重要度からの課題

「総合的な生活環境の住み心地」、「防犯力強化(地域防犯ボランティア団体の育成、防犯カメラ等の設置等)」、「ごみの清掃や河川の維持管理」について、「重要」・「やや重要」といった結果が多くなりました。このため、災害に対しより強いまちづくりのための体制や整備を強化し、本町全体でより住みやすいまちとなるような取り組みが求められます。

【まち全体と居住地域の各種整備の満足度・重要度についての49項目】

総合的な生活環境の住み心地	
住民参加のまちづくりの体制づくりの整備	公共施設のバリアフリー化の推進
住民参加のまちづくりの支援	地域の交流についての推進
NPOやボランティアの活動の支援	元気な高齢者・障がい者などの活動支援の充実
空き家や空き地の対策	妊娠・出産を支える取組の推進
美しいまちづくりの推進(啓発活動等)	教育環境の整備(エアコンの設置 等)
近つ飛鳥博物館や金山古墳などの観光文化の活用	保育環境の充実(認定こども園の整備等)
地球温暖化防止対策の推進	コンパクトなまちづくりの推進
リサイクルなどの資源循環型社会の形成	公共施設の再編に向けた既存建物の有効活用
道の駅かなんの活性化	河川、ため池、水路などの水質の保全
芸術村づくりの整備	ごみの清掃や河川の維持管理
魅力的な景観創出の推進(電線地中化等の検討)	上下水道整備の充実
防犯力強化(地域防犯ボランティア団体の育成、防犯カメラの設置等)	住宅開発
避難所の整備の充実	工業系施設などの誘致
防災に対する取組の充実(消防団や自主防災組織の活動支援等)	商業系施設などの誘致
雇用就労対策の充実	土地利用・開発の規制
観光振興の取組	森林の開発
農林業振興の取組	避難場所となる防災公園の整備
立地条件に合わせ、農地の住宅地や工業地・商業地等への転用	レクリエーション施設等の緑化推進
農地の積極的な保全	自然(みどり)を活用したレジャー施設の整備
商工業振興の取組	街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備
商業施設のバリアフリー化の推進	地域公共交通(カナちゃんバス・やまなみタクシー)の充実
既存商業施設の活性化	民営バスの整備
幹線道路沿道における沿道サービス系商業施設の誘致	高速道路の整備
日用品等を身近に購入できる地域に密着した商業施設の立地推進	町道の整備

第2章 河南町の将来像

第2章 河南町の将来像

2-1. まちづくりの将来像と理念・目標

まちづくりの主要課題、河南町まちづくり計画における位置づけ、住民意向において示された望まれる将来像や、広域における本町に期待される役割等より、まちづくりの将来像と基本理念・目標を次のように設定します。

<まちづくりの将来像>

自然と歴史と共に生きる

「あ・な・ば」なまち

<まちづくりの基本理念>

河南町まちづくり計画における「あそびがある」「なじみやすい」「はぐくめる」の「あ・な・ば」を基礎とし、昔からある自然と、受け継がれた歴史と共に生活をおくっていくことができる、元気で活力あるまちとして発展し続けることをめざします。

<まちづくりの目標>

安全で安心して暮らせるまち

昨今、地震や台風といった自然災害や、感染症等の社会災害が全国的に発生しています。また、ITの発展が進むにつれ、生活の便利さは高まってきており、豊かな生活環境へと日々変化しています。

このような社会情勢を踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるための体制を整備し、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

都市基盤施設が整備されたまち

交通網の改善のため、大阪南部高速道路(大南高)の実現や、府道・町道の整備を促進します。また、高齢化社会の進行に備えた、地域公共交通の改善や公共交通機関の整備を行い、都市基盤施設が整備されたまちをめざします。

活力ある産業基盤が整備されたまち

主要産業である農業においては、担い手の高齢化とともに、耕作放棄地の増加が問題としてあります。このため、新規就農者の参入や高付加価値化の促進などに取り組んでいく必要があります。

また、国道309号等の広域幹線道路や南阪奈道路に近接している優位性を活かし、若者の働く場所や、生活に利便性をもたらす産業の企業誘致等といった都市整備により、より豊かな生活がおくれるまちづくりをめざします。

参画と協働をすすめるまち

まちづくりを進める上では、本町の地域の実情を把握している住民・事業者との協力が不可欠です。

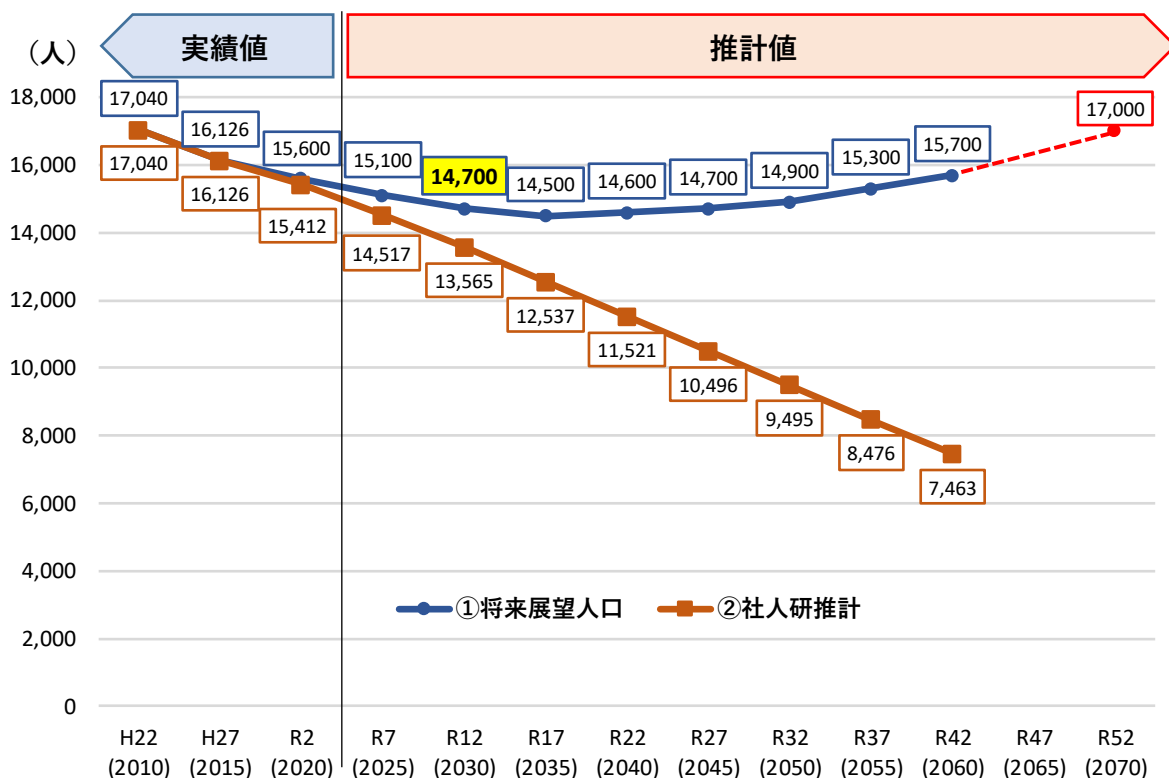
今後もまちづくりについての話し合う機会や場所の提供、各地域で進めているまちづくりの情報の提供等を行い、町の資源を活かし、誰もが良好な環境で快適な生活をおくることができるまちづくりをめざします。

2-2. 人口フレーム

今日の社会経済情勢と、少子高齢化社会を踏まえながら、まちづくりの基本理念と目標に基づき、本町の社会・経済・文化等のストックを活かした都市的な生活の実現および子育て・教育・文化施策といった安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、魅力あるまちとして、人口定着に努めていくこととします。

令和12(2030)年の目標人口は、河南町まちづくり計画で示された14,700人とします。

【人口推移と目標人口(河南町まちづくり計画 人口ビジョンより)】



* 人口フレーム・・・目標年次における推計人口数のことを指す。

2-3. 将来都市構造

本町は、自然的土地利用が多く占めており、文化財が多く存在します。また、文化芸術の拠点となる大阪芸術大学が立地しており、歴史的資源を活用したまちづくりを進めていくことが重要です。

将来都市構造は、土地利用の基本的な枠組みを示す〈ゾーニング〉と、他地域や都市拠点等を有機的に結ぶ〈都市軸〉で構成し、将来のまちの骨格を次に示します。

(1) ゾーニング

学術文化居住ゾーン

大阪芸術大学とその周辺地域一帯を学術文化居住ゾーンと位置づけ、優れた住環境を創出します。既成市街地において、都市基盤の整備などにより快適な住環境の整備及び各種店舗や作業場が進出できるよう土地利用の緩和を進めるとともに、広域連携軸沿道においては、沿道サービスの立地など、住民の生活利便性の向上に努めます。

また、周辺の農地については、保全と都市的な土地利用との調和を図ります。

田園居住ゾーン

都市近郊農業を中心とした農地が広がる農空間や集落地を中心とした地域、丘陵部に広がる新市街地などを田園居住ゾーンと位置づけ、自然や農業と住民生活が調和したゾーン形成を図ります。

役場周辺においては、生活利便性の向上や安全・安心な暮らしを実現するための行政、文化をはじめ各種施設の集積は一定程度進んでおり、今後は役割を終えた公共施設跡地の整備により、町北部と南部を連結する町全体の拠点の整備を図ります。

また、農業を通じた地域間交流を検討し、農業の生産性向上のための農業基盤整備を進めるとともに、農作物のブランド化に取り組みます。山間部の田園風景等は、貴重な景観として保全に努めます。

集落地においては、公共下水道などの生活インフラを維持し、自然や農業との調和を図りつつ、生活環境・美観を充実するとともに、新市街地については、優れた住環境の保全に努めます。

さらに、広域連携軸の沿道においては、そのポテンシャル¹⁰⁾をいかし、地域経済の活性化につながる土地利用を推進するとともに、土取り跡地等の低未利用地については、自然環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。

自然環境保全・活用ゾーン

金剛・葛城山脈に連なる森林と丘陵部を、みどり豊かな資源、レクリエーションに活用できる自然環境保全・活用ゾーンと位置づけ、自然環境の保全と活用を図ります。

みどり豊かな森林は、その自然環境の保全に努めます。また、豊かな自然や歴史的環境を活かしたレクリエーションや、憩いの場の提供と都市住民との交流が図れる土地利用を進めます。

10) ポテンシャル…潜在する能力、可能性としての力を指す。

(2) 拠点形成

学術文化交流拠点

大阪芸術大学を学術文化の中心とし、町内外への多様な情報発信の拠点とします。

また、地域住民と大阪芸術大学との交流の輪を広げ、町北部の拠点として、生活環境の充実や生活利便性の向上に努めます。

町中心地域

現在まで、町役場を中心とした生活利便性の向上や安全・安心な暮らしを実現するための行政、文化をはじめ各種施設の集積を進めてきました。今後は、役割を終えた公共施設跡地の整備を進めることにより、地域公共交通により町北部と南部を連結する拠点としての性質を活かし、生活サービス機能の集約・確保、町内外との交通ネットワークの連結拠点としての整備を図ります。

産業交流拠点

広域連携軸の結節点付近を中心とした商業・工業施設の集積等の都市機能の充実を図るとともに、新たなブランドを創出する拠点整備を進めます。

また、町南部の拠点として、地域産業との融合を図りつつ、産業振興と都市住民との交流を促進します。

歴史・観光レクリエーション拠点

本町にある近つ飛鳥博物館は、令和元(2019)年7月に世界遺産に指定された百舌鳥・古市古墳群を含む古墳時代をメインテーマとする施設となっています。このほかにも、町北部には高貴寺、日本遺産となった葛城修験の構成文化財のうち2つの経塚(平石峠・妙音菩薩品(みょうおんぼさつほん)、高貴寺香華畑・観世音菩薩普門品(かんぜおんぼさつふもんほん))、町南部には金山古墳、弘川寺歴史と文化の森などから成る豊かな自然や歴史文化的環境が存在しており、こうした特性を活かして観光レクリエーションを通じた都市住民との交流、産業の発展をめざします。

(3) 都市軸(まちづくりの骨格)

将来都市構造においては、広域連携軸と地域連携軸を設定し、それらが交流する接点等において、まちづくりの骨格となる拠点を配置し、各拠点においてそれぞれの機能がバランスよく発揮できるよう整備を図ってきました。引き続き、本構造に基づく整備を進めていきます。

広域連携軸

広域的な連携軸として、国道及び主要地方道によるまちづくりの骨格形成を図るため、国道309号や主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線などの広域的な機能の充実に努めます。加えて、国道309号や柏原駒ヶ谷千早赤阪線沿いの土地について、第2次産業、第3次産業が展開できる地域となるよう土地利用規制の柔軟化をめざします。また、大阪市中心部や関西国際空港などと接続し、まちの発展の源となる大阪南部高速道路(大南高)の実現に向けて働きかけを続けていきます。

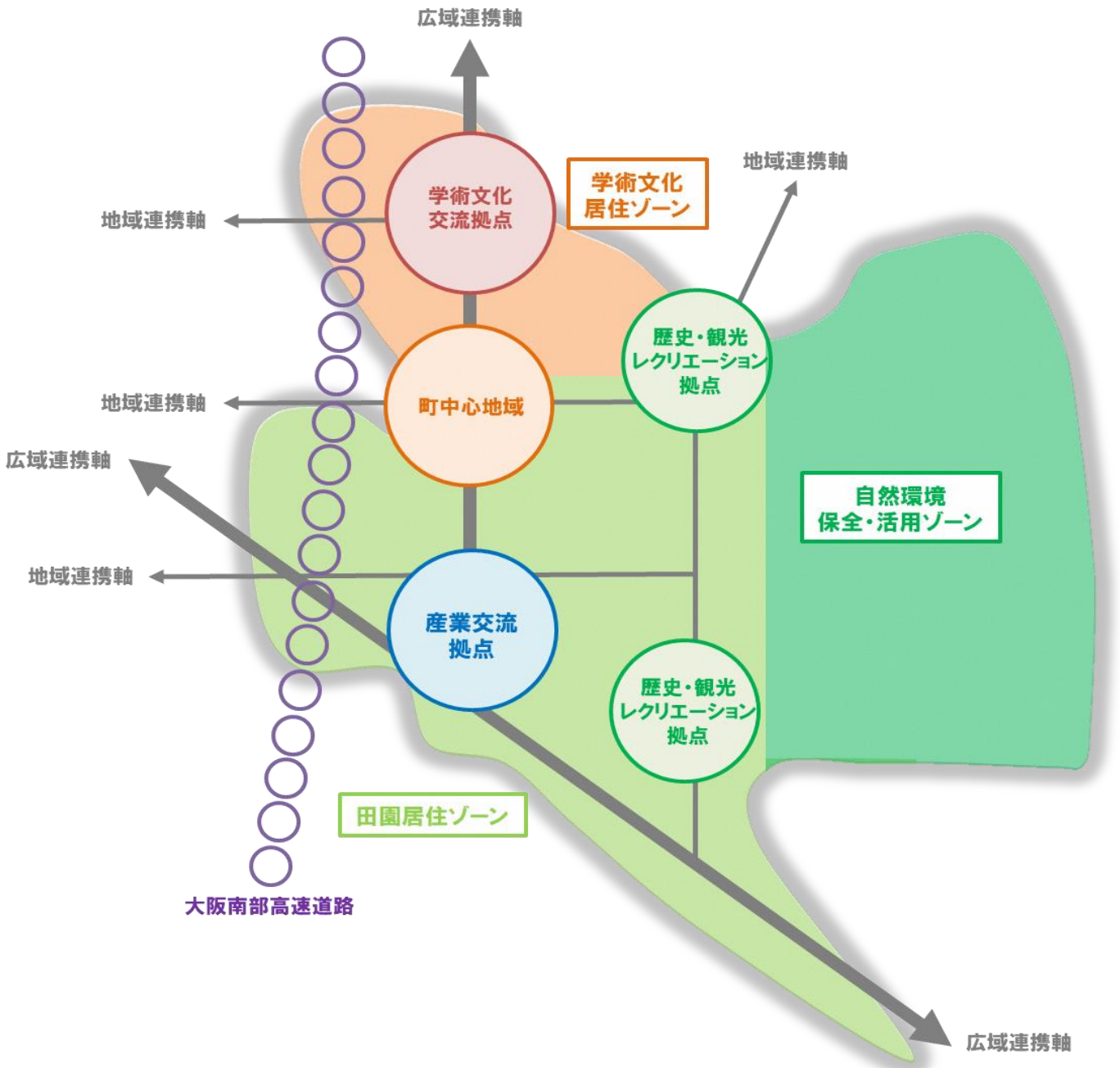
地域連携軸

まちづくりの骨格となる広域連携軸を取り巻く補助的な役割を担い、町内の各拠点や集落などを結ぶ道路を、引き続き、地域連携軸と位置づけます。

本町の豊かな自然や歴史、産業などの地域資源を活かした各拠点の整備を進めるとともに、地域公共交通により、地域住民の日常生活の利便性やアクセスの向上を図ります。

また、連携軸の結節点においては、交流のためのにぎわいのある空間の形成をめざします。

【将来都市構造図】



第3章 まちづくりの方針

第3章 まちづくりの方針

3-1. 土地利用の全体方針

河南町まちづくり計画や本町の将来都市像を踏まえ、土地利用の方向性を整理します。

(1) 安全で快適な土地利用の実現のために

近年は、豪雨や地震による災害が頻発しており、安全・安心な生活を求める声が高まっていることから、災害に強いまちづくりを継続的に進めます。

(2) 豊かな自然環境の保全と市街地環境が調和した土地利用の実現のために

町内に点在する歴史文化資源の保全とその利活用を検討し、景観の基軸となる葛城山系の自然環境の保全を図ります。さらに、豊かな自然環境と調和した市街地の景観整備を進めます。

(3) 地域の特性を生かしたバランスのとれた土地利用の実現のために

広域交通体系と連携した都市機能の集積により、産業の活性化、生活環境の向上を図ります。そして、住民生活の向上のため都市基盤整備を推進するとともに、幹線道路沿道への商業・工業施設の誘致や市街化区域隣接地での住宅地の整備等、市街化調整区域の地区計画制度を活用し、個性豊かな魅力ある地域整備を推進します。

3-2. 土地利用の方針

<都市的土地利用の全体方針>

合理的な利用を図り、効率的に各種の都市機能を配置し、ゆとりと潤いのある居住環境の向上を図ります。なお、市街化調整区域における都市的土地利用への転換は、良好な環境を確保することを前提に関係機関との調整のうえ、地区計画制度の活用により進めます。

(1) 市街地

① 既成市街地

既成市街地内の石川地域においては、その用途の制限内において都市化を図ります。

また、丘陵部に形成された住居専用地については、良好な居住環境を備えており、今後もその環境を保全し、計画的な住宅地の形成を図ります。

一般住宅地については、細街路網等の整備を進めながら、居住環境の改善に努めます。

② 新市街地

役場周辺地区は、公共・公益施設が集積していることから、施設を有機的に連携させ、利便性が高く、にぎわいのある公共の場の形成を図ります。

国道309号沿道や山城バイパス沿道については、商業・工業施設等の集積を図り、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

市街化区域に隣接した市街化調整区域については、周辺との調和を図りつつ、地区計画制度を活用し都市的土地利用への転換を図ります。

(2) 土地利用展開地

土取り跡地等の低未利用地については、周辺環境との調和を図りながら、適正な土地利用の誘導に努めます。

都市的土地利用への活用が期待できる区域については、職、住、遊の複合機能の導入や、周辺部の都市基盤整備により、地域振興につながる土地利用の展開に向けて検討します。

これらの実現については、市街化調整区域における地区計画制度を活用するものとし、具体的な位置・規模・用途等については、個別に整備計画を策定するものとします。

(3) 集落地

市街化調整区域内に点在する集落地については、営農環境の向上を図りつつ、住み続けたい魅力のある田園型の住環境の形成をめざします。

<自然的土地利用の全体方針>

葛城山麓の山林や農地は、水源かん養¹¹⁾機能、レクリエーション・景観形成機能や、生産基盤としての機能を有する本町の貴重な資源であることから、その保全を基本とした土地利用を維持します。

(1) 農地

大都市近郊農業区域として、農業振興地域整備計画に基づき基盤整備を進め、生産性の向上を図ります。

(2) 自然緑地

自然保護、水源かん養等の観点から、森林の保全を基本としつつ、一部地域については、森林と融合した形でのレクリエーション機能の配置も可能な、ゆとりあるゾーンとしての土地利用を図ります。

(3) 自然レクリエーション地

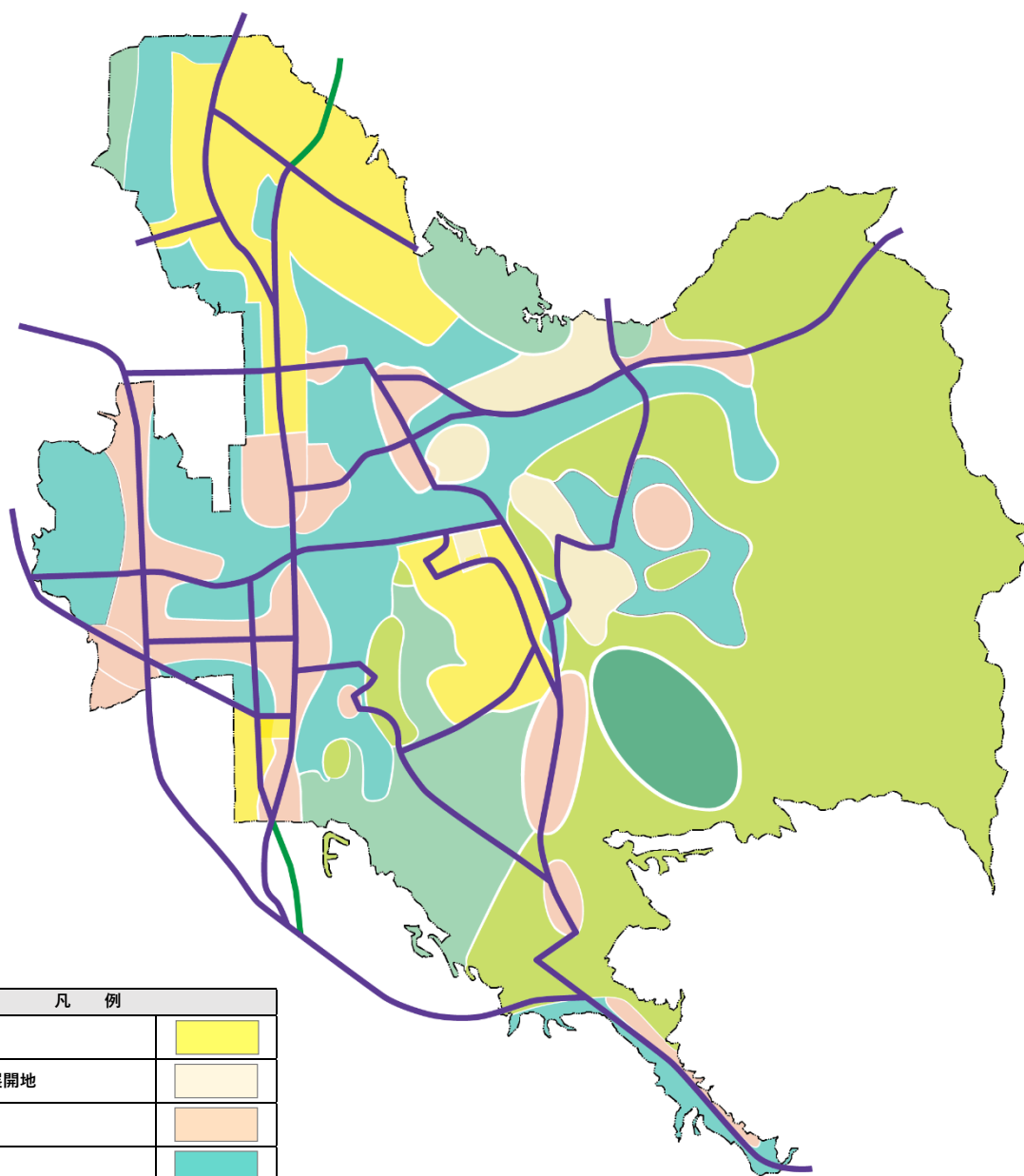
「弘川寺歴史と文化の森」については、「自然レクリエーション地」として位置づけ、施設の利活用を促進します。










(4) レクリエーション地

近つ飛鳥風土記の丘、石川河川公園、ゴルフ場等は、広域的なレクリエーション地として位置づけ、人と自然の共生空間の形成をめざします。

11) かん養…漢字表記は「涵養(かんよう)」、水が自然に染み込むよう、無理をせずゆっくり養い育てることを示す。

【土地利用構想図】



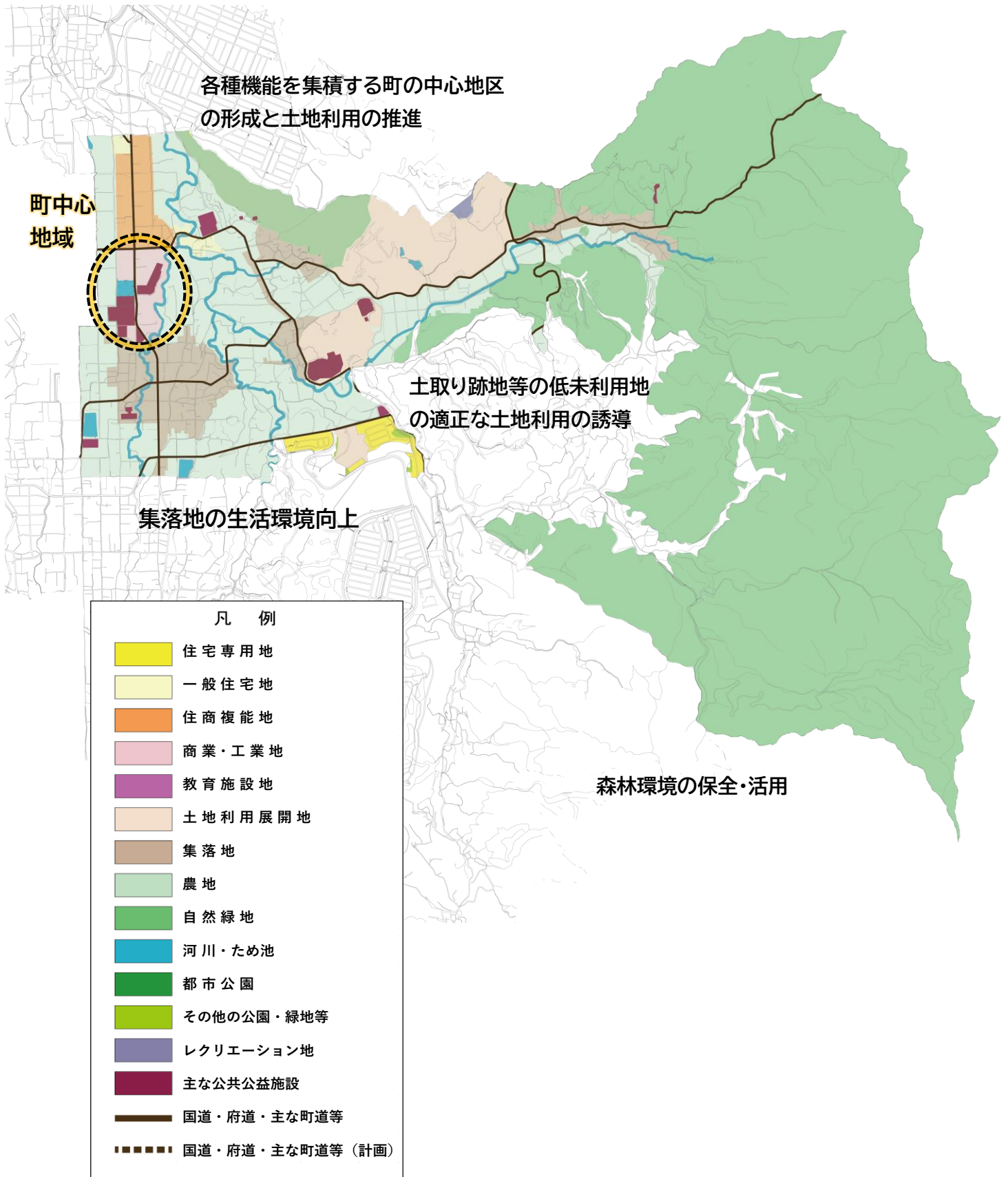
凡 例	
市街地	
土地利用展開地	
集落地	
農地	
自然緑地	
自然レクリエーション地	
レクリエーション地	
国道・府道・主な町道	
計画道路	

【土地利用構想図／北部地域】



凡 例	
	住宅専用地
	一般住宅地
	住商複能地
	商業・工業地
	教育施設地
	土地利用展開地
	集落地
	農地
	自然緑地
	河川・ため池
	都市公園
	その他の公園・緑地等
	レクリエーション地
	主な公共公益施設
	国道・府道・主な町道等
	国道・府道・主な町道等 (計画)

【土地利用構想図／中央部地域】



【土地利用構想図／西部地域】

農業環境の
保全・活用

集落地の生活環境向上
のための基盤整備

農業環境や歴史的資源を
活かした土地利用や施設
整備の推進

産業交流拠点

幹線道路沿道における
商業・工業施設の誘致
→特性を活かした土地利用

凡 例

- 住宅専用地
- 一般住宅地
- 住商複能地
- 商業・工業地
- 教育施設地
- 土地利用展開地
- 集落地
- 農地
- 自然緑地
- 河川・ため池
- 都市公園
- その他の公園・緑地等
- レクリエーション地
- 主な公共公益施設
- 国道・府道・主な町道等
- 国道・府道・主な町道等 (計画)

【土地利用構想図／丘陵部地域】

集落地の生活環境の向上・
市街地における良好な
住環境の保全・形成の促進

土取り跡地等の低未利用地の
適正な土地利用の誘導

豊かな自然環境と歴史資源の
保全・利活用



3-3. 都市基盤施設等の整備方針

(1) 道路施設の整備方針

より充実した道路施設の整備のため、次のとおり方針を示します。

① 道路整備計画の決定

中長期の道路整備計画等を策定し、これに基づく計画的で効率的な道路整備の推進に努めます。

② 広域的な幹線道路網の整備

国、府、近隣自治体等と連携を強化し、大阪南部地域の拠点性を高める高規格幹線道路網として大阪南部高速道路(大南高)の実現をめざすとともに、広域的な幹線道路である国道309号河南赤阪バイパス(第3期)及び南阪奈道路方面に繋がる山城バイパス(主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線)の延伸整備を促進します。

③ 町道等の整備

住民の日常生活の利便性の向上や行政サービスの効率化等を図るため、引き続き市街地や集落地においては、地域間のバランスや緊急性を考慮し、順次計画的な道路整備に努めます。

④ 道路の適正な維持管理

本町には路線が多いことから、維持管理を効率的に行う必要があります。老朽化対策として、定期的な道路ストック点検及び中長期的な計画に基づく道路メンテナンスを行うとともに、住民の協力による維持管理の仕組みにより、引き続き道路の適正な維持管理に努めます。

⑤ 交通安全施設等の整備

歩道は、住民の歩行の安全性を確保するために重要な都市基盤施設です。そのため、過年度より取り組んでいる町道中村金剛山線への歩道設置の推進のほか、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線等の幹線道路について、府との連携を図りながら、歩道の整備を促進します。

また、道路照明灯や信号機についても同様に重要な施設であるため、設置に向けた検討を関係機関と連携し進めます。

12) 道路ストック点検…道路橋、道路トンネル、舗装、道路付属物(照明、標識、横断歩道)などの構造物の点検を指す。

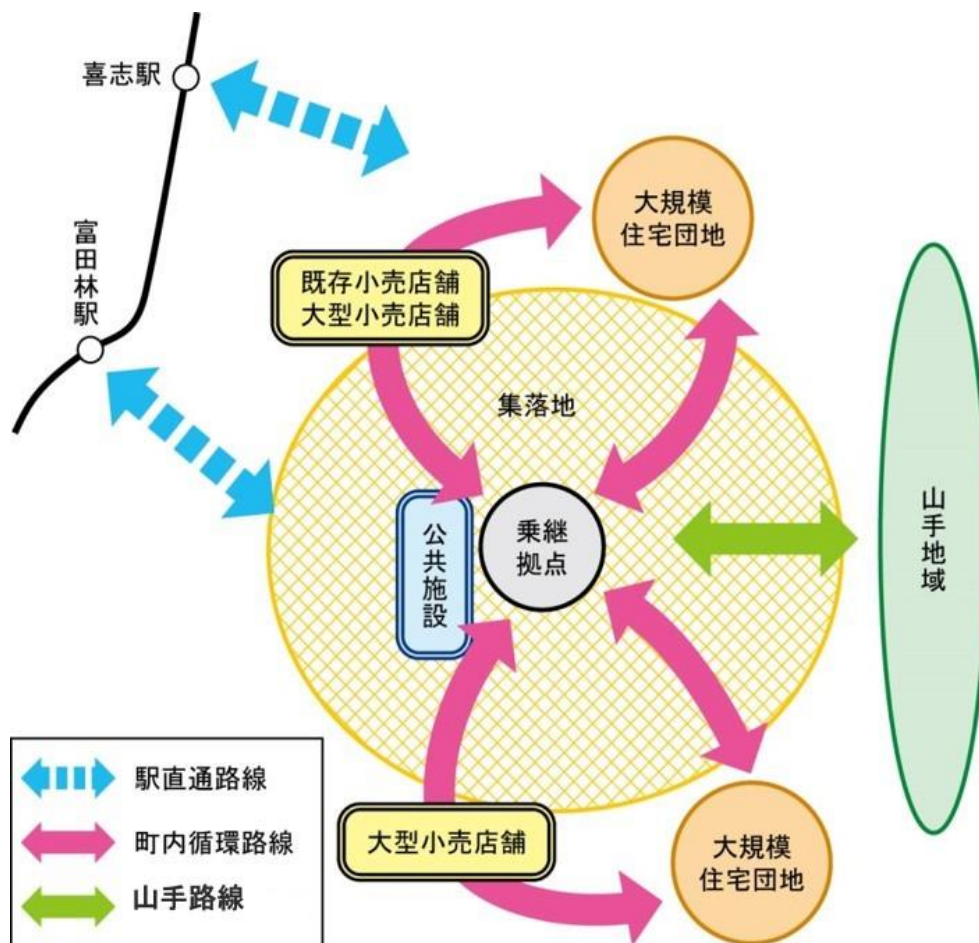
* 交通安全施設…交通の安全と円滑、交通公害の防止等をめざし整備する信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示などを指し、公安委員会や道路管理者で整備する施設を指す。

(2) 交通関連の整備方針

住民、来訪者のためのモビリティ¹³⁾の確保は必要であり、マイカーに頼らずとも生活ができる交通手段として、河南町地域公共交通のカナちゃんバスとやまなみタクシーは、重要な役割を担っています。これからも、区域ニーズに応じたきめ細かい公共交通サービスを提供することで、住民の生活活動を支援し、持続可能なまちづくりをめざします。

また、時代とともに急速に変化する IT 技術と融合させ、地域公共交通も地域に見合ったサービスを提供し、より利便性の高い交通手段の充実を図ります。

【河南町地域公共交通体系】



13) モビリティ…乗り物、移動手段を指す。

(3) 公園・緑地の整備方針

みどり豊かな環境を整備するため、次のとおり方針を示します。

① 自然緑地

金剛葛城山系の自然緑地の保全に努めるとともに、日本遺産を含むこれらの自然を活用した遊歩道等の自然とふれあえる施設の充実に努めます。

② 都市公園等の整備と確保

既成市街地内の公園・緑地の維持、保全に努めるとともに、人口規模や誘致距離等を考慮し、公園の適正な配置・避難場所および防災機能を持つ公園整備を検討します。

住宅地開発等にあたっては、公園・緑地の適正な配置を誘導するとともに、周辺の環境との調和に配慮します。また、住宅地以外の大規模な土地利用が行われるにあたっては、良好な緑地の確保に努めます。

③ 地域特性を活かした公園等の活用

本町を特徴づけている近つ飛鳥風土記の丘については、歴史文化の拠点として有効な活用策を引き続き検討します。

弘川寺歴史と文化の森や史跡金山古墳公園、寛弘寺古墳公園や、各地域の住民の憩いの場となっている施設の保全、充実に努めます。

④ 身近な公園・広場の確保

身近な公園・広場について、日常点検や法定点検による遊具等の維持管理を行い、子どもからお年寄りまで安全・安心に利用できるよう努めます。

⑤ 歩行者系道路によるネットワーク

ダイヤモンドトレール¹⁴⁾や河内ふるさとの道、自然と歴史の散歩道等との連携を図りながら、河川や古墳等の豊かな自然環境や歴史的資源等を活かし、住民等が気軽に散策できるネットワークの形成に努めます。

⑥ その他の緑地の確保

住民が身近に感じ、生活環境を向上させる緑地として重要な役割を担っている社寺境内地や河川等の水辺空間、優良な農地等のみどりを保全し、庁舎や学校等の公共公益施設の植栽等の充実に努めるとともに、民間施設等の緑化を促進します。

14) ダイヤモンドトレール…金剛生駒紀泉国定公園区域内の金剛葛城山系の稜線を縦走する全長約45kmの長距離自然歩道を指す。(大阪府)

(4) 上水道(大阪広域水道企業団による運営)の整備方針

① 上水道の整備

上水道は、住民生活にとって重要なライフラインであることから、安全で安心な水道水を安定して供給するため、大阪広域水道企業団と連携を図ります。

(5) 下水道の整備方針

① 公共下水道の整備促進

河南町下水道基本計画に基づき、公共下水道整備を計画的に進めます。また、浸水の防除を図るため、汚水の整備状況にあわせ、雨水整備を推進します。

② 公共下水道の維持管理

公共下水道管渠やポンプ施設等の施設能力を保つため、適切な維持管理、改修に努めます。

供用開始された区域については、水洗便所改造資金助成制度により助成金の交付、融資のあっ旋等を行うとともに、広報活動等の充実により、水洗化を促進します。今後とも、受益者負担金や下水道使用料に対する理解を求めつつ、経営の安定化を図ります。

(6) 河川空間の整備方針

住民が水辺に親しみ、生き物にやさしい河川空間の形成に配慮しながら、治水・利水機能の向上をめざします。

① 河川改修・維持管理

準用河川天満川等の改修を引き続き進めるとともに、普通河川島川・馬谷川の浚渫等の維持管理に努めます。また、開発に伴う調整池の設置指導や適正管理等大阪府と連携して、流域における総合的な治水対策にも取り組んでいきます。

② 親水空間等の維持管理

住民との協働による維持管理等により、親しまれる「川づくり」を進めるとともに、河川の自然環境の保全とレクリエーション空間としての活用を図ります。

(7) その他公共施設の整備方針

公共施設については、平成29(2017)年3月に公共施設等総合管理計画を策定しており、令和7(2025)年度までの10年間における公共施設の再編の方針に基づき、継続的に実施します。

また、より良い教育環境と効果的な学校教育の実現をめざし、平成23(2011)年4月に石川小学校、大宝小学校を統合し、近つ飛鳥小学校を、平成31(2019)年4月に白木小学校、河内小学校、中村小学校を統合し、かなん桜小学校を開校し、適正規模・適正配置を行いました。

今後も、町内の各地域における将来人口や、市街地等の形態の変化に即し、バランスの取れた整備を引き続き進めます。

(8) 文化財の整備方針

本町には多岐に渡る文化財があります。その中でも、近つ飛鳥風土記の丘等、文化財を中心とした歴史的・文化的資源の保全・活用に努めます。

3-4. 住環境の整備方針

(1) 都市防災等の方針

① 消防

多種多様化する災害や事故に対応するため、自主防災組織の組織化や消防団の強化を図り、消防車の整備や消防車庫の資機材の充実を図ります。

② 民間施設の耐震化、不燃化

多数の人が利用する民間施設について、建築物の耐震化、不燃化の促進に努めます。

③ 防災拠点、避難経路の確保

中学校第2運動場、町防災資材倉庫を防災拠点施設として、防災資機材の備蓄機能、防災知識の普及・啓発に利用する等、多目的な機能を持たせるとともに、災害時にはヘリポート、物資集積地、広域応援部隊¹⁵⁾の受入れや活動拠点等として活用を図ります。

また、避難経路として重要な機能を担う主要な道路の歩道設置等に努めます。身近な避難地となる公園や、避難場所となる公民館および集会所等については、防災機能の充実を図るとともに、これらを結ぶ避難路の安全対策を図ります。

④ 砂防事業等の推進

土砂災害等を未然に防止するため、砂防指定地¹⁶⁾や土石流危険渓流域¹⁷⁾については、砂防ダム等の整備促進に努めます。

また、無秩序な土砂採取を抑制するとともに、土砂採取事業に起因する土砂災害を防止するため、事業者に対する監視や指導の充実を図ります。

山林の保水機能等を維持するため、山林の維持管理に対する支援について検討するとともに、がけ崩れ等の恐れのある箇所については、必要な防災措置を講じるといった、自然災害への対策を進めます。

15) 広域応援部隊…甚大な被害が予想される地震等の災害発災後の救助活動を行う警察、消防、自衛隊の部隊を指す。

16) 砂防指定地…砂防法(明治30(1897)年3月30日法律第29号)第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止、もしくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域を指す。

17) 土石流危険渓流域…都道府県の行う土砂災害危険箇所基礎調査によって、土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢を指す。

(2) 住環境

① 市街地の住環境

既成市街地及び新市街地については、都市基盤施設の整備を行うとともに、良好な住宅建設を促進します。

また、地区計画制度や建築協定等の活用により、地区特性に応じた定住魅力のある良好な住環境の整備に努めます。

② 集落地の住環境

集落地においては、周辺の農地や自然環境と調和した現在の良好な環境が維持されるよう努めるとともに、道路や排水路等の生活基盤整備の充実を進めながら、住環境の向上を図ります。また、良好なまちづくりの推進のため、地区計画制度等の活用について検討します。

③ 空き家の活用

近年増加している空き家については、空家バンク¹⁸⁾への登録、活用の促進を図り、空き家の有効活用に努めます。

(3) 景観

山並みや河川、田畑といった自然の要素は、景観の土台を形成しており、そこで展開される住民の生活も景観の重要な要素となります。このことから、令和2(2020)年2月に策定された「美しい河南町景観形成基本方針」に基づき、「自然景観の保全」、「郷土景観等の保全・形成」、「市街地景観等の保全・形成」、「モデル景観づくり」の4点を検討し、特徴あるまちの景観形成をめざします。

① 自然景観の保全

本町は、豊かな自然環境が残され、数多くの歴史的・文化的資源があります。これらの多彩な地域資源のネットワーク化により、特徴あるまちの景観を形成します。

西部や中央部に広がる農地、東部の山地等、本町の地形構造を基盤とした眺望景観を都市景観の骨格として位置づけ、都市景観形成の面的な展開を図ります。

本町の豊かな自然環境を形成し、市街地からの遠景となっている金剛・葛城山系の自然景観の保全に努めるとともに、近景を構成している近つ飛鳥風土記の丘や市街地の周辺に残る斜面地等の緑の保全に努めます。

国定公園や近郊緑地保全区域に指定されていない山麓部においては、緑地景観の保全施策を検討します。

丘陵部の土取り跡地等については、周辺の良好な自然景観との調和を図るため、緑化復元の促進に努めます。

18)空家バンク…空家等の売買・賃貸借を希望する所有者等に物件を登録するシステムのことを指す。

* 空家バンク制度…空家バンクを活用し、町内への定住等を目的として空家等の利用を希望する人に対し、その情報を紹介する制度を指す。

② 郷土景観等の保全・形成

歴史的風土の特性を有している高貴寺、弘川寺、平石城跡については、金剛・葛城山系の一体的な保全と景観の形成に努めます。

本町の歴史的なシンボルとして、史跡金山古墳公園や寛弘寺古墳公園の利活用を促進するとともに、良好な歴史景観の保全、形成に努めます。

本町の基幹産業である農業を通じ守られてきた良好な田園風景を有している農地については、農業振興を図りながら保全に努めるとともに、新たな郷土景観の形成を図ります。

③ 市街地景観等の保全・形成

市街地の景観要素として重要な都市公園の保全に努めます。

また、地区計画制度等の活用により、周辺の景観と調和した緑豊かで落ち着いた景観の保全、形成に努めます。

集落地については、趣のある田園風景を構成する重要な要素であり、集落環境の整備にあたり、景観形成に配慮します。また、魅力的な道路空間の創出を図るため、住民の理解と協力のもとに建築物等の美観誘導、屋外広告物の規制等に努めます。

④ モデル景観づくり

公共施設の整備にあたっては、民間の景観形成のモデルとなるよう、周辺環境と調和した景観の創出に努めます。

また、大阪芸術大学のあるまちとして、まちなみに芸術、文化を演出する施策の実施に努めます。

【類型別都市景観形成方針】

景観類型		景観形成のための方策
自然的 景観	①眺望景観	●ランドマークとしての葛城山麓の保全 ●丘陵地からのパノラマ景観の確保 ●山麓部における緑地の保全と修復
	②緑地景観	●近郊緑地保全区域の自然緑地の保全 ●石川河川緑地の保全と整備 ●都市公園等の施設緑地の整備
	③田園景観	●農地と農村集落の保全と整備
市街地 等 景観	④交通軸景観	●ゆとりある歩道空間の確保や修景誘導、 沿道緑化等による安全で快適な道路空間の整備 ●道路沿道と調和した秩序ある交通施設景観の形成
	⑤シンボル景観	●拠点や都市軸等における地域の顔づくり
	⑥住宅景観	●うるおいのある住宅地景観の形成 ●旧集落地における路地裏の界隈性を復元
	⑦産業景観	●周辺環境と調和したうるおいのある工業景観の形成 ●秩序と賑わいのある商業景観の形成
	⑧シビック景観	●都市デザインの先導的な役割を果たす公共建築物の景観整備
	⑨歴史的景観 (時代的景観)	●近つ飛鳥風土記の丘等、文化財を中心とした古墳時代の 歴史的・文化的資源の保全・活用
		●町内に点在する文化資源等をサイン等により誘導し、 散策ルートで結んだ魅力あるふるさと道の整備



町の木 さくら



町の花 ゆり

第4章 住民参加のまちづくり

第4章 住民参加のまちづくり

4-1. 住民とまちの協働によるまちづくり

本計画を策定する際の住民意向調査や、上位計画における住民意向調査など、さまざまな観点から意見を収集し、検討してまいりました。

今後は、年齢、性別、国籍の垣根を超えた多様な住民・事業者がまちづくりに参加できるような機会を提供し、住民意向を踏まえた「誰もが住みやすいまち」づくりを進めます。

(1) 住民参加のまちづくりの支援について

① 住民の協力

住民の協力を得ながら、公園・緑地の適正な維持管理が進められるよう、ボランティア活動を促進する等、都市基盤施設の整備にあたっては、住民と行政が連携して取り組んでいきます。

また、都市計画提案制度(都市計画法第21条の2)の活用を推進します。土地の所有者や特定非営利活動法人に所属する住民による制度の活用をきっかけに、まちづくりや都市計画に対する住民全体の関心を高め、まちづくりへの参加を促します。

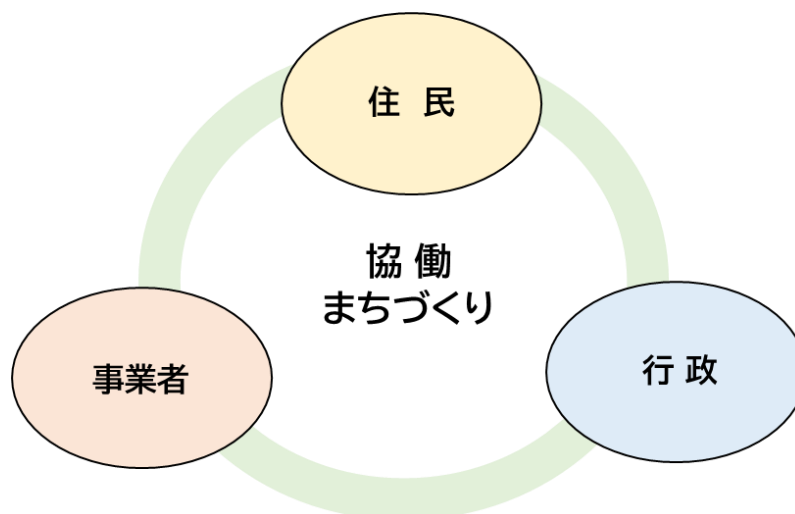
② 住民主体の環境づくり

本町には、豊かな自然環境があるものの、市街地内においては、緑の水準の向上が求められます。よって、多様な視点をもった住民主体による市街地緑化及び自然環境保全のための活動に対する情報提供の支援に努めます。

③ 住民参加の体制づくり等

身近な環境問題等を対象とした地域のまちづくりに取り組む組織の育成を図ります。

市街地整備や住環境の保全、形成にあたっては、地区計画制度の導入、建築協定及び緑化協定等のルールづくり等に向け、地区の実情に応じた支援策の充実に努めます。



資料編

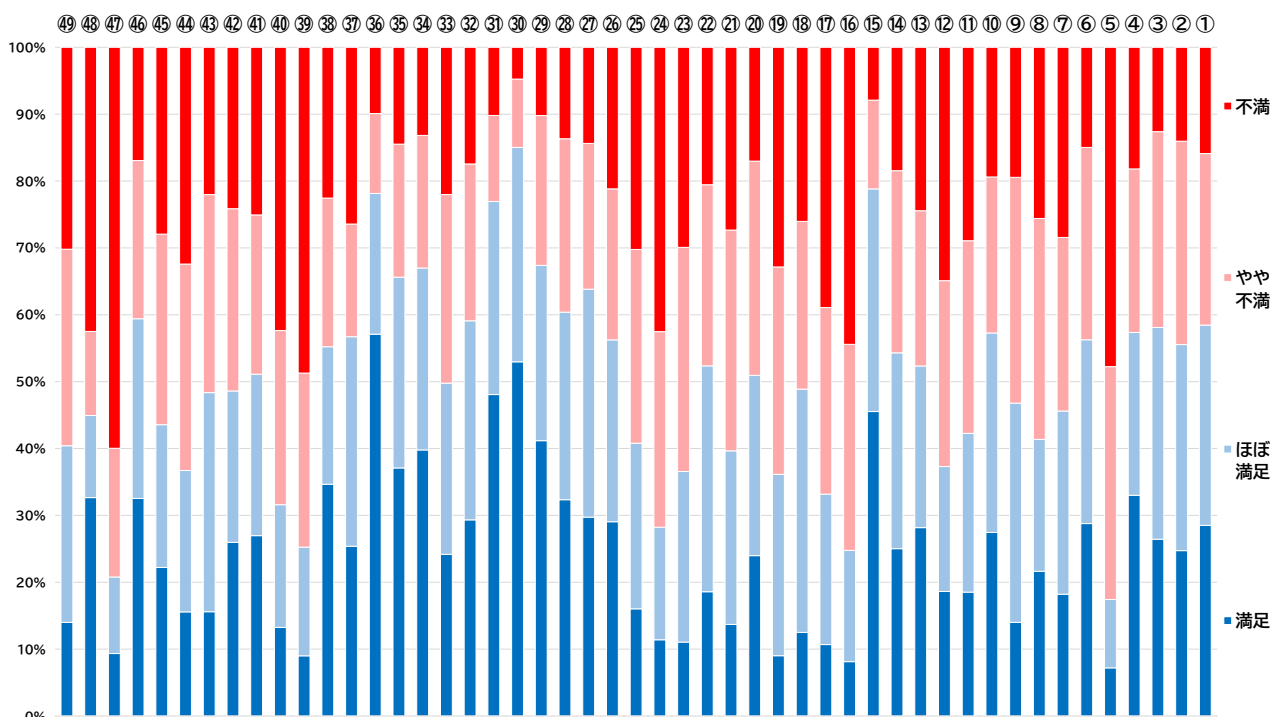
<参考>まちづくりの満足度・重要度結果

本計画を策定するにあたり、地域の実情を取り入れるべく、住民アンケート調査を行いました。まち全体と居住地域の各種整備の満足度・重要度についての49項目の結果は次のとおりです。アンケート結果は、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。ご協力いただき、ありがとうございました。

【参考—まち全体と居住地域の各種整備における満足度・重要度についての49項目】

① 総合的な生活環境の住み心地	
② 住民参加のまちづくりの体制づくりの整備	②⑥ 公共施設のバリアフリー化の推進
③ 住民参加のまちづくりの支援	②⑦ 地域の交流についての推進
④ NPOやボランティアの活動の支援	②⑧ 元気な高齢者・障がい者などの活動支援の充実
⑤ 空き家や空き地の対策	②⑨ 妊娠・出産を支える取組の推進
⑥ 美しいまちづくりの推進(啓発活動等)	②⑩ 教育環境の整備(エアコンの設置 等)
⑦ 近つ飛鳥博物館や金山古墳などの観光文化の活用	②⑪ 保育環境の充実(認定こども園の整備等)
⑧ 地球温暖化防止対策の推進	②⑫ コンパクトなまちづくりの推進
⑨ リサイクルなどの資源循環型社会の形成	②⑬ 公共施設の再編に向けた既存建物の有効活用
⑩ 道の駅かなんの活性化	②⑭ 河川、ため池、水路などの水質の保全
⑪ 芸術村づくりの整備	②⑮ ごみの清掃や河川の維持管理
⑫ 魅力的な景観創出の推進(電線地中化等の検討)	②⑯ 上下水道整備の充実
⑬ 防犯力強化(地域防犯ボランティア団体の育成、防犯カメラの設置等)	②⑰ 住宅開発
⑭ 避難所の整備の充実	②⑱ 工業系施設などの誘致
⑮ 防災に対する取組の充実(消防団や自主防災組織の活動支援等)	②⑲ 商業系施設などの誘致
⑯ 雇用就労対策の充実	②⑳ 土地利用・開発の規制
⑰ 観光振興の取組	②㉑ 森林の開発
⑱ 農林業振興の取組	②㉒ 避難場所となる防災公園の整備
⑲ 立地条件に合わせ、農地の住宅地や工業地・商業地等への転用	②㉓ レクリエーション施設等の緑化推進
⑳ 農地の積極的な保全	②㉔ 自然(みどり)を活用したレジャー施設の整備
㉑ 商工業振興の取組	②㉕ 街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備
㉒ 商業施設のバリアフリー化の推進	②㉖ 地域公共交通(カナちゃんバス・やまなみタクシー)の充実
㉓ 既存商業施設の活性化	②㉗ 民営バスの整備
㉔ 幹線道路沿道における沿道サービス系商業施設の誘致	②㉘ 高速道路の整備
㉕ 日用品等を身近に購入できる地域に密着した商業施設の立地推進	②㉙ 町道の整備

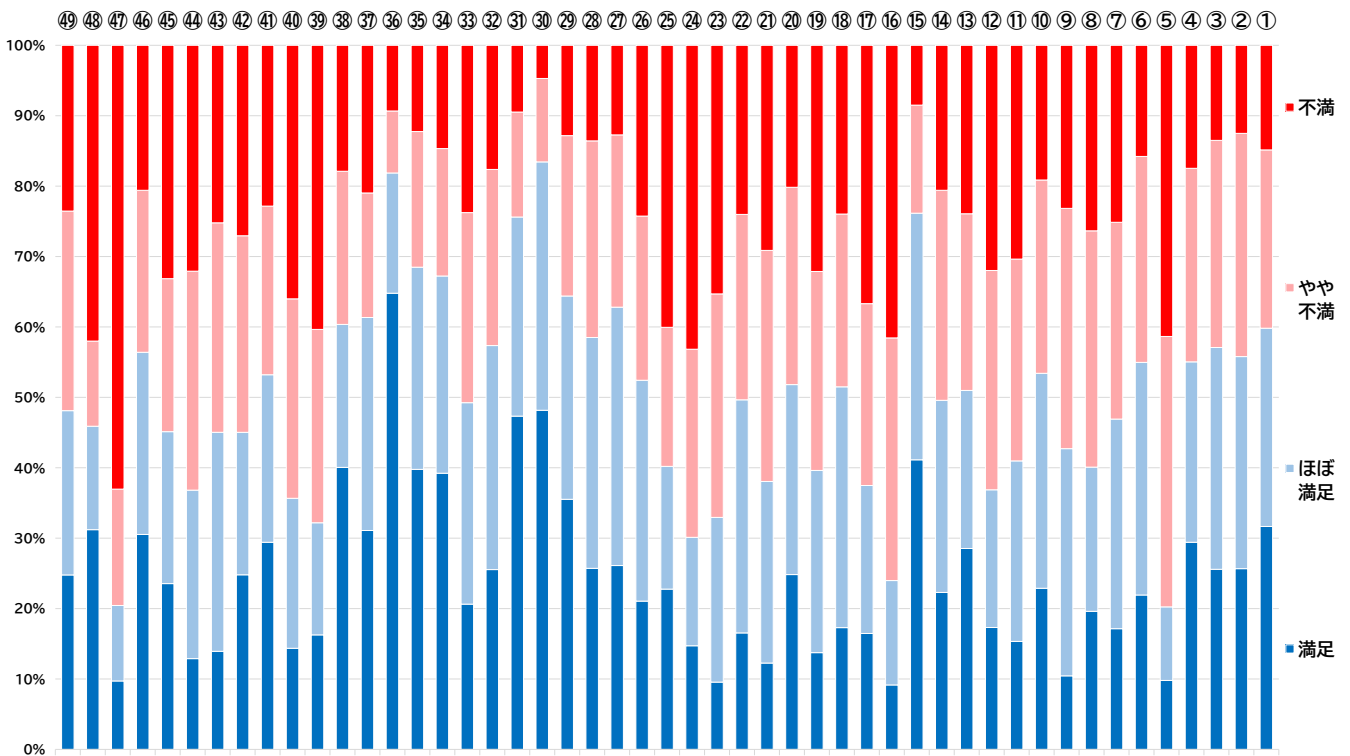
【参考—まち全体の整備に関する満足度割合】



【参考—まち全体と居住地域の各種整備における満足度・重要度についての49項目】

① 総合的な生活環境の住み心地	
② 住民参加のまちづくりの体制づくりの整備	②⑥ 公共施設のバリアフリー化の推進
③ 住民参加のまちづくりの支援	②⑦ 地域の交流についての推進
④ NPOやボランティアの活動の支援	②⑧ 元気な高齢者・障がい者などの活動支援の充実
⑤ 空き家や空き地の対策	②⑨ 妊娠・出産を支える取組の推進
⑥ 美しいまちづくりの推進(啓発活動等)	②⑩ 教育環境の整備(エアコンの設置 等)
⑦ 近つ飛鳥博物館や金山古墳などの観光文化の活用	②⑪ 保育環境の充実(認定こども園の整備等)
⑧ 地球温暖化防止対策の推進	②⑫ コンパクトなまちづくりの推進
⑨ リサイクルなどの資源循環型社会の形成	②⑬ 公共施設の再編に向けた既存建物の有効活用
⑩ 道の駅かなんの活性化	②⑭ 河川、ため池、水路などの水質の保全
⑪ 芸術村づくりの整備	②⑮ ごみの清掃や河川の維持管理
⑫ 魅力的な景観創出の推進(電線地中化等の検討)	②⑯ 上下水道整備の充実
⑬ 防犯力強化(地域防犯ボランティア団体の育成、防犯カメラの設置等)	②⑰ 住宅開発
⑭ 避難所の整備の充実	②⑱ 工業系施設などの誘致
⑮ 防災に対する取組の充実(消防団や自主防災組織の活動支援等)	②⑲ 商業系施設などの誘致
⑯ 雇用就労対策の充実	②⑳ 土地利用・開発の規制
⑰ 観光振興の取組	②㉑ 森林の開発
⑱ 農林業振興の取組	②㉒ 避難場所となる防災公園の整備
⑲ 立地条件に合わせ、農地の住宅地や工業地・商業地等への転用	②㉓ レクリエーション施設等の緑化推進
⑳ 農地の積極的な保全	②㉔ 自然(みどり)を活用したレジャー施設の整備
㉑ 商工業振興の取組	②㉕ 街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備
㉒ 商業施設のバリアフリー化の推進	②㉖ 地域公共交通(カナちゃんバス・やまなみタクシー)の充実
㉓ 既存商業施設の活性化	②㉗ 民営バスの整備
㉔ 幹線道路沿道における沿道サービス系商業施設の誘致	②㉘ 高速道路の整備
㉕ 日用品等を身近に購入できる地域に密着した商業施設の立地推進	②㉙ 町道の整備

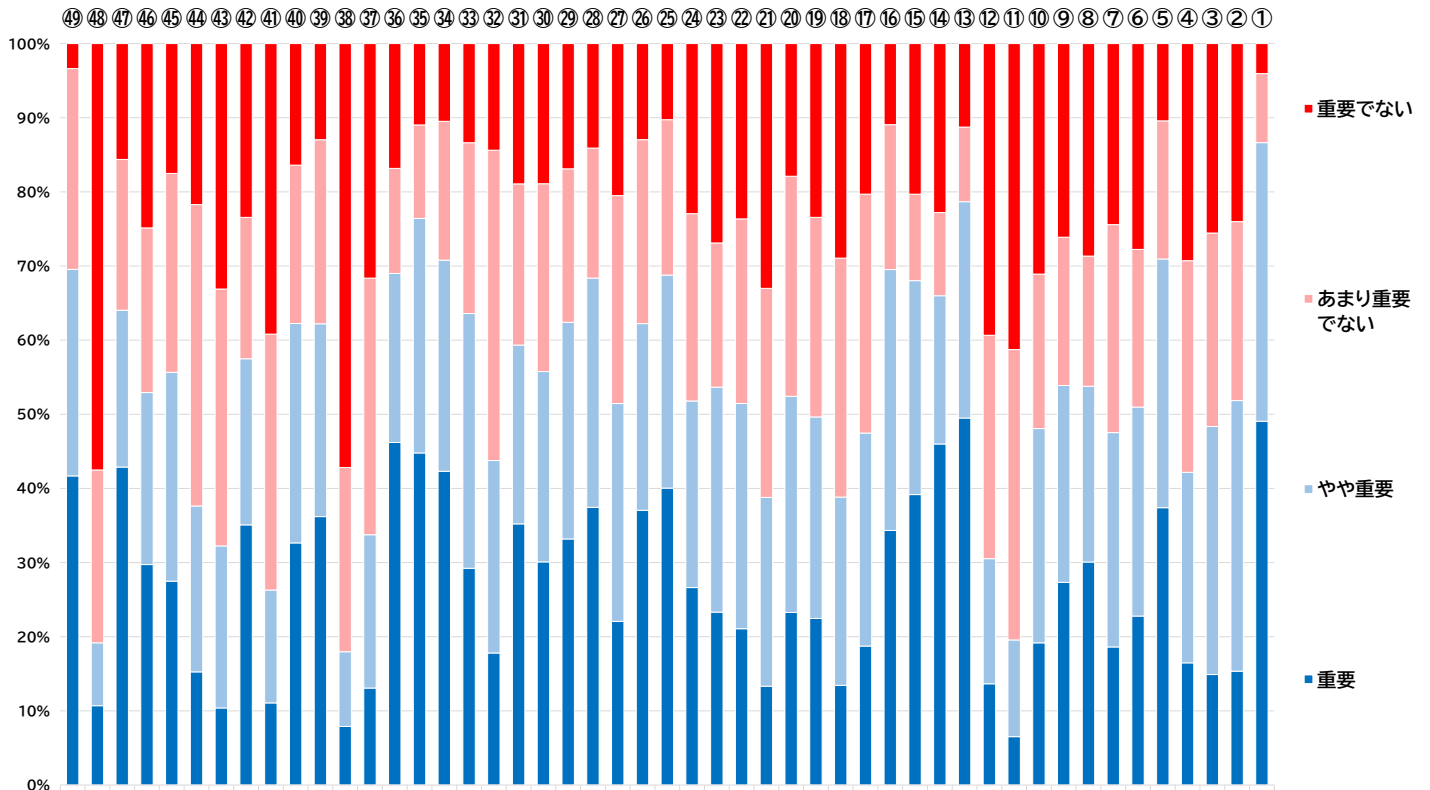
【参考—居住地域の整備に関する満足度割合】



【参考—まち全体と居住地域の各種整備における満足度・重要度についての49項目】

① 総合的な生活環境の住み心地	
② 住民参加のまちづくりの体制づくりの整備	②6 公共施設のバリアフリー化の推進
③ 住民参加のまちづくりの支援	②7 地域の交流についての推進
④ NPOやボランティアの活動の支援	②8 元気な高齢者・障がい者などの活動支援の充実
⑤ 空き家や空き地の対策	②9 妊娠・出産を支える取組の推進
⑥ 美しいまちづくりの推進(啓発活動等)	③0 教育環境の整備(エアコンの設置 等)
⑦ 近つ飛鳥博物館や金山古墳などの観光文化の活用	③1 保育環境の充実(認定こども園の整備等)
⑧ 地球温暖化防止対策の推進	③2 コンパクトなまちづくりの推進
⑨ リサイクルなどの資源循環型社会の形成	③3 公共施設の再編に向けた既存建物の有効活用
⑩ 道の駅かなんの活性化	③4 河川、ため池、水路などの水質の保全
⑪ 芸術村づくりの整備	③5 ごみの清掃や河川の維持管理
⑫ 魅力的な景観創出の推進(電線地中化等の検討)	③6 上下水道整備の充実
⑬ 防犯力強化(地域防犯ボランティア団体の育成、防犯カメラの設置等)	③7 住宅開発
⑭ 避難所の整備の充実	③8 工業系施設などの誘致
⑮ 防災に対する取組の充実(消防団や自主防災組織の活動支援等)	③9 商業系施設などの誘致
⑯ 雇用就労対策の充実	④0 土地利用・開発の規制
⑰ 観光振興の取組	④1 森林の開発
⑱ 農林業振興の取組	④2 避難場所となる防災公園の整備
⑲ 立地条件に合わせ、農地の住宅地や工業地・商業地等への転用	④3 レクリエーション施設等の緑化推進
⑳ 農地の積極的な保全	④4 自然(みどり)を活用したレジャー施設の整備
㉑ 商工業振興の取組	④5 街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備
㉒ 商業施設のバリアフリー化の推進	④6 地域公共交通(カナちゃんバス・やまなみタクシー)の充実
㉓ 既存商業施設の活性化	④7 民営バスの整備
㉔ 幹線道路沿道における沿道サービス系商業施設の誘致	④8 高速道路の整備
㉕ 日用品等を身近に購入できる地域に密着した商業施設の立地推進	④9 町道の整備

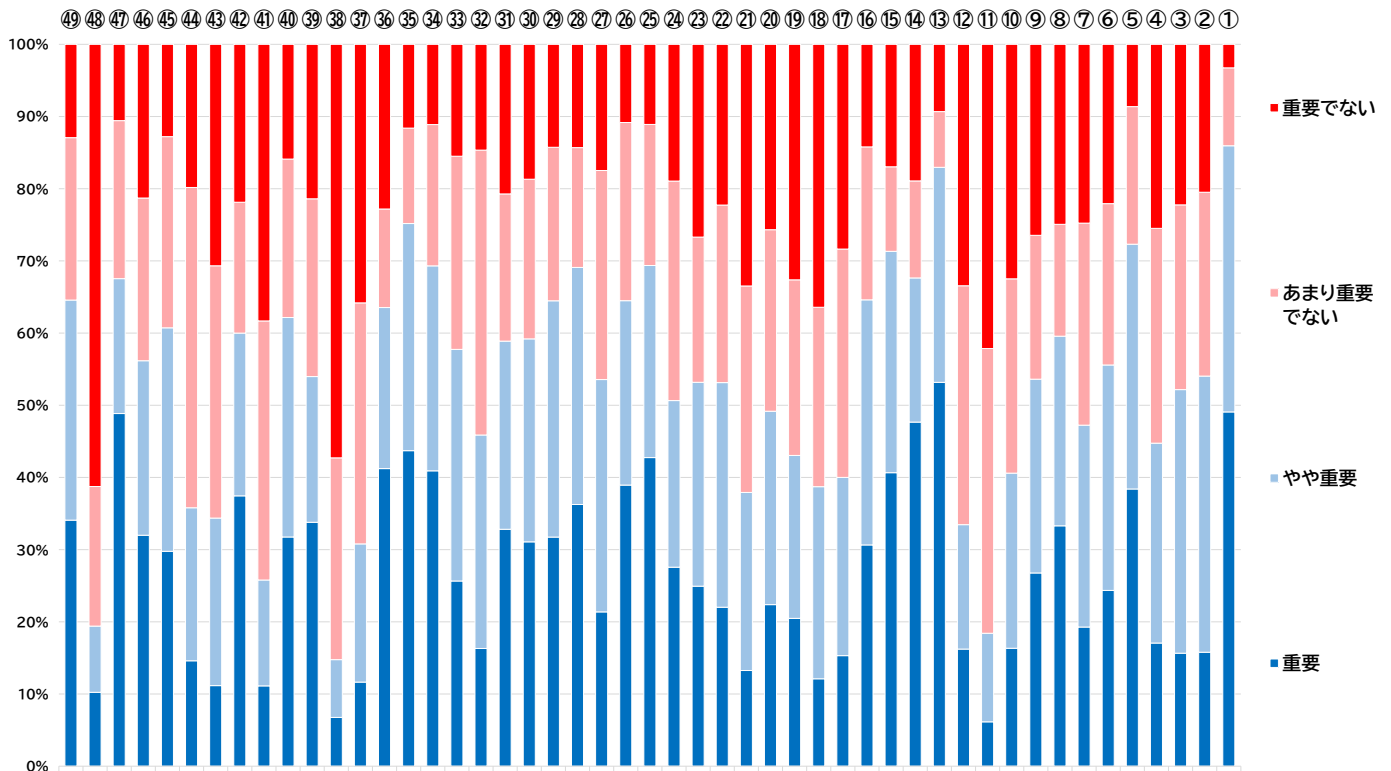
【参考—まち全体の整備に関する重要度割合】



【参考一まち全体と居住地域の各種整備における満足度・重要度についての49項目】

① 総合的な生活環境の住み心地	
② 住民参加のまちづくりの体制づくりの整備	②6 公共施設のバリアフリー化の推進
③ 住民参加のまちづくりの支援	②7 地域の交流についての推進
④ NPOやボランティアの活動の支援	②8 元気な高齢者・障がい者などの活動支援の充実
⑤ 空き家や空き地の対策	②9 妊娠・出産を支える取組の推進
⑥ 美しいまちづくりの推進(啓発活動等)	③0 教育環境の整備(エアコンの設置 等)
⑦ 近つ飛鳥博物館や金山古墳などの観光文化の活用	③1 保育環境の充実(認定こども園の整備等)
⑧ 地球温暖化防止対策の推進	③2 コンパクトなまちづくりの推進
⑨ リサイクルなどの資源循環型社会の形成	③3 公共施設の再編に向けた既存建物の有効活用
⑩ 道の駅かなんの活性化	③4 河川、ため池、水路などの水質の保全
⑪ 芸術村づくりの整備	③5 ごみの清掃や河川の維持管理
⑫ 魅力的な景観創出の推進(電線地中化等の検討)	③6 上下水道整備の充実
⑬ 防犯力強化(地域防犯ボランティア団体の育成、防犯カメラの設置等)	③7 住宅開発
⑭ 避難所の整備の充実	③8 工業系施設などの誘致
⑮ 防災に対する取組の充実(消防団や自主防災組織の活動支援等)	③9 商業系施設などの誘致
⑯ 雇用就労対策の充実	④0 土地利用・開発の規制
⑰ 観光振興の取組	④1 森林の開発
⑱ 農林業振興の取組	④2 避難場所となる防災公園の整備
⑲ 立地条件に合わせ、農地の住宅地や工業地・商業地等への転用	④3 レクリエーション施設等の緑化推進
⑳ 農地の積極的な保全	④4 自然(みどり)を活用したレジャー施設の整備
㉑ 商工業振興の取組	④5 街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備
㉒ 商業施設のバリアフリー化の推進	④6 地域公共交通(カナちゃんバス・やまなみタクシー)の充実
㉓ 既存商業施設の活性化	④7 民営バスの整備
㉔ 幹線道路沿道における沿道サービス系商業施設の誘致	④8 高速道路の整備
㉕ 日用品等を身近に購入できる地域に密着した商業施設の立地推進	④9 町道の整備

【参考一居住地域の整備に関する重要度割合】





河南町役場

かなん

河南町都市計画マスタープラン

●令和3(2021)年 3月

編集・発行／河南町まち創造部環境・まちづくり推進課
〒585-8585
大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6
HP <http://www.town.kanan.osaka.jp/>